

第六十三回
参議院農林水産委員会會議録第十五号

昭和四十五年五月六日(水曜日)

午前十時二十二分開会

出席者は左のとおり。

委員長 園田 清充君
理事 高橋雄之助君
北村 暢君
達田 龍彦君
藤原 房雄君

委員

河川 陽一君
久次米健太郎君
小枝 一雄君
小林 国司君
櫻井 志郎君
鈴木 省吾君
田口長治郎君
任田 新治君
森 八三君
和田 鶴一君
川村 清一君
中村 波男君
前川 且君
村田 秀三君
沢田 実君
河田 賢治君

國務大臣

農林大臣 倉石 忠雄君

政府委員

農林政務次官 宮崎 正雄君
農林大臣官房長 龜長 友義君
農林省農地局長 中野 和仁君

事務局側

常任委員会専門 官出 秀雄君
農林省農政局参 岡安 誠君

説明員

本日の會議に付した案件

○農地法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○農業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(園田清充君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

農地法の一部を改正する法律案及び農業協同組合法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

これより質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言を願います。

○達田龍彦君 私は主として農地法の改正について若干質問をいたしたいのでありますけれども、その前に、まず今回の農地法、農協法の改正案が提案をされておるわけでありましても、この法案が提案をされました背景、つまり日本農業の現状と農政のあり方について基本的な問題を若干私はこの際お尋ねをしておきたいと思うのであります。基本的な問題ということになりますと、何といつても今日の農業を進めてまいっておられます基本法農政というものを私は問題にしなければならぬと思うのであります。そこで、この農業基本法に基づいて今日まで行なわれてまいりました農政というものについて、私は基本的な問題に限りましてまず御質問を行ないたいのであります。今日の日本農業を取り巻く環境あるいは問題点というのとはたくさんございますけれども、まず三十六

年に制定をされました基本法農政というものが、一体その基本法農政の方向に今日の日本農業というものがいつているのかどうかということについて、私はいろいろの問題点をとらえることができると思っています。

そこで、まずお尋ねをしたいのは、いま基本法農政下の日本の農業の問題点は何なのか、それから基本法農政が志向する方向に今日の日本の農業というのはいっているのかどうか、こういう点についてどういふ認識と考へ方をお持ちになつておるのか、まずお尋ねをしておきたいと思うのであります。

○國務大臣(倉石忠雄君) 三十六年に農業基本法が制定をいたしましたから、わが国農業は、国民経済の高度成長の過程でいろいろの困難な問題に直面いたしました。生産性を高めながら発展いたしました。食料の供給、それから他産業への労働力と土地の供給等が行なわれました。それからまた国内市場の拡大などにも寄与してまいりました。その間に、国民経済の発展と国民生活の向上に重要な役割を果たしてまいりました。私どもは考へておるわけでありましても、御存じのように、基本法の制定されて以来、わが国の経済がいわゆる高度の発展を見るようになってまいりました。そのために、その間若干のいわゆるひずみと申しますか、そういうものも比較的生産性の低い部門には出てきておると思つてあります。そういう状態に対処いたしました。わが国の農業をこの経済全体の成長にできるだけ劣らないような一つの産業として育成してまいらうというわけでありまして、私は至命令に直面いたしました。そういうものは今日まで、先ほど申し上げましたような過程をたどりつつ、生産者の経済発展、それからまた国民

に対する安定的な食料の供給、そういう面においては相当な役割を果たしてまいりました。とはいか、このように考へておるわけでありましても、○達田龍彦君 いま大臣の御説明によりましても、農基法農政がかなりの役割を果たして進んでおるといふ御説明でありますけれども、私は、政府が昨年から総合農政を唱えておるのでありますけれども、この総合農政というものは、昨年も私は議論をいたしましたのでありますけれども、基本法農政の失敗の結果、総合農政というものを打ち出さざるを得なかつた、こういうふうには私は認識をいたしておるのであります。いま日本農業は農基法農政の精神に従つて進められておるかという点、現実にはその精神に従つて進み得ない状態がつくり出されておると私は見ておる。それはたとへば米の生産過剰とその一つである私は思ひます。それから農業と他産業との格差の是正、これも一体、農基法の大きなねらいであつたにもかかわらず、その格差は依然として今日埋まつていないという状況にあるのであります。私は、規模拡大の問題にしても、あるいはそういう点を考へてまいりますと、必ずしも農基法農政というものの従つて現実の農業は動いていないと私は考へておるのであります。こういう点から、一体この農基法農政の精神に従つて農業が進め得なかつた最大の理由は何か、こういう点について大臣の考へ方をただしておきたいと思つてあります。

○國務大臣(倉石忠雄君) 基本的な大事な問題にお触れになつておるわけでありましても、私も三十六年に基本法が制定されて以来、その基本法の精神に沿つて農政をやつてまいりました。その過程において、先ほど私が申し上げましたように、かなりの農業に対する貢献は認められるのであります。もう御存じのように、その過程において、一方において非常に著しい勢いで経済の高度成長をみる

ようになったと思ひますが、このわが国の高度成長は、農業の発展に對して、一面においては明るい面を出してゐるものでありますが、他面には、若干暗い面も宿してゐると思ひます。御存じのように、農業従事者が若年層を中心に激しく流動いたしましたために、農業従事者の多くの部分が中高年齢層となりました。それからまた地域によりましては、農地の潰廃が一方において見られるようになりまして、もう一つは、わが国の特異の状況であります地価の高騰なども著しくわが国の農業の発展に支障を生じてゐることもいふべき事実であると思ひます。

そこで私もやはり農政の基本といたしましては、農基法農政のたてまえを貫きつつ、やはりこの変化に對して対処していかなければならぬといふ厳肅な立場に立たされてまいりましたわけがあります。したがって、いまお話のございましたような、いわゆる総合農政という考え方を私も打ち出してまいりましたのも、そういう変化に對して、しかも農業を一つのりっぱな産業として成り立ち得るようになるためにはどうすべきであるか、といふことで考慮いたしました結果であります。したがって、どこまでも私もどしどし進めましては、農業というものをりっぱな産業として成り立ち得るよう一方においてつとめながら、いまの情勢の変化に對してやつてまいらなければならぬ、このように考へてゐるわけでありま

す。

○達田龍彦君　じゃ具体的に尋ねたいんですが、いまの日本の農業というものが農基法の精神に従つて進められてゐるといふ農林大臣の判断の立場に對して、たとえば米の生産過剰という状態が一つ出てくる。それから自立農家の育成という方向よりも、兼業農家の増大という方向が大きくなってまいつております。さらに農業と他産業との格差の是正の問題が農基法の一つの大きなねらいでありますけれども、これも依然として格差の改善ははかられていない、こういう状況にあるのであります。さらに、基盤の整備を行なつて、農業

の生産性の増大をはかつていくといふねらいについても、農業の生産性が必ずしも十分に上がる状態にない。こういう点が出てまいつておりますけれども、私は、こういう点は明らかに農業基本法が精神として持つた方向とは違つた方向に、今日の農業が現実に出てきてゐるものと見てゐる。でありますから、精神が一体生かされてゐるのかといふと、政府のほうでは、頭の中でそういうことを志しながら、進めながら、現実にはそれと大きく違つた方向が出てまいつてゐる。私はそういう意味で、一体精神が生かされてゐるのかどうかといふことについて大きな疑問を持ち、また、そのために今日の日本農業というものが大きな混乱を受けてゐると私は思ふ。その点について一体どうお考えになるのか、御説明を賜りたいと思ふのであります。

○國務大臣(倉石忠雄君)　御指摘のございましたように、また、私が先ほど申し上げましたように、三十六年に農基法制定以來、先ほど申し上げましたように、非常に客觀的情勢に変化を生じておることは、もういふまでもない事実であります。おそれくわれわれが八年前に農基法を制定いたしました当時、今日のような地価の高騰をおそれくどなたも予測していなかつたのではないかと。地価の一つをとつて見ましても、著しい変化が生じておることは御存じのとおりであります。それからまた、先ほど申し上げましたように労働力の不足、こういうことからして、地方における若年労働力が他の産業に吸収されてまいつておる。いろいろな支障が生じておることは全くそのとおりでございます。

そこで私も、こういう変化の情勢に對しては、たしまた、やはり農基法が想定いたしておられますような方向でわが国の農業を推進してまいり、しかもその間に社会情勢、経済情勢の変化に對して、やはり若干の変化に對する施策を講じていかなければならぬ。私もどしどし進めましては、自立経営農家を育成していくといふたてまえは変えないわけでありまして、現実の問題として、現在でもすでにたくさん兼業農家が存在いたしておるわけでありまして、この兼業農家といふものも、一面においてはやはり自分の郷里である農村に住居をかまえておきたいという希望があるのに、一面においては、だんだん出てまいります他の産業に半分従事いたして農家の所得をふやしていくといふ、そういう傾向、こういう現実の変化に對しては、私も、農業に對する基本的なたてまえは農基法の精神に立脚してやるにいたしまして、やはりこの変化に對して対処していかねければならぬのではないかと。このように思ひますので、そういう変化に對してやつてまいり、総合農政の考え方を打ち出してやるわけでありまして、やはり基本的には、私もどしどし進めましては、自立経営の農家を育成してまいりたい。同時にまた、農業それ自体が他産業との格差を縮めてまいり、最大の努力をいたさなければならぬ。したがって、たてまえにおいては私も基本法の考へております考え方をどこまでも持ちながら、その変化に對して対処していかねければならぬのではないかと。このように考へてゐるわけでありま

す。

○達田龍彦君　そのたてまえ論はよくわかるのでありますけれども、現実には日本農業が農基法の精神どおり進んでいない。そこに私は一番問題があると思ふんですね、でありますから

〔委員長退席、理事高橋雄之助君着席〕

いま大臣のお話の中には昨年、一昨年から総合農政といふものが出てまいりましたけれども、現実には基本法農政が現実の問題としてそのとおりいかなかつたところに私は総合農政といふものが出てきたと判断いたしております。でありますから、いま政府が総合農政を推進しようとするならば、農基法農政が現実の問題としてそのとおり進まなかつたといふ反省の上に立つて総合農政といふものが考へられ、今後の農政が進められない限り、私は今日の農業の混乱と農業の発展はあり得ないと思ひます。でありますから、その現実の農政といふものが農基法農政どおり

いつてゐるのかいかなのかといふ点について、私は現実にはその方向どおりいつていないといふ判断をいたしておりますけれども、農林省は一体どう考へになつてゐるのか、それを十分承りたいのであります。

○國務大臣(倉石忠雄君)　達田さん御存じのように、わが国の有力な農政の学者の中にもわが国の経済の著しい成長等を見、同時にまたわが国の特異な状況であります地価の高騰などによつていまお話のように非常にこの農基法の精神、また農基法を想定いたしました当時からは全く想像もつかない結果になつたといふことを力説しておられる学者もおります。私も御指摘のよう、非常に思ひます。私もどしどし進めましては、農基法が想定いたしたように動いておるとは判断いたしております。したがって、それに対処して農業をどのように守り、先ほどお話のように他産業と格差を縮めていくかといふことがわれわれに課せられた大きな問題であらうと思ふのであります。申すまでもなく、わが国の農政の基本目標でございます国民に對する食料の安定的供給と、それから生産者の所得の増大を通ずる農業従事者とそれから他産業従事者の生活水準の均衡をはかるといふこと、そういう意味においてたいへん私どもといたしましては、今日の変化が予測せざる大きな著しい変化に直面してゐる。この現実のきびしい状況に對して、どのように所期の目的を達成してまいるかといふところに農政の大きな課題があるのではないかと。こう思つてゐるわけでありまして、私は農基法が制定されて、七年間、この間における著しい変化があり、そのために所期の計画に大きな問題を投げかけておる点においては、達田さん御指摘のとおり全く御同感であります。したがってそういうことには對してわれわれが取り組むべき姿勢はどうあるべきであるか、これがまあ現在の「総合農政の推進について」で私どもの考え方を公表いたしてゐる、こういうこととであります。

○達田龍彦君 農基法農政が現実の農政の中で私は必ずしもその精神が生かされない状態にある、しかも農政というものは大きな混乱と不安を今日抱えながら進められておる、私はこう見ておるのではありませんが、いま大臣の御説明の中にも、農基法農政の方針に従って、たてまえとしては進めておるけれども、現実には必ずしもそういつてないという面があることを若干お認めになったようでありますけれども、現実の農政が農基法農政の方向にいつてない最大の理由ですね、そういうものをどう認識をされ、考えておられるか、御説明いたしたいと思ひます。

○國務大臣(倉石忠雄君) この問題につきましてはいろいろのことをわれわれは気がつくわけであります。

(理事高橋雄之助君退席、委員長着席)

まずもって冒頭申し上げましたように、三十六年時代には想定いたさなかつたような著しいテンポでわが国の経済成長を見るようになりました。それからまた地価の高騰というようになり、規模を拡大してまいるといふことを念頭として活動しておられる地方の自立経営の農家の人たちの経験に徴しても、非常にやりにくくなつておることも事実であります。私もひとり農政だけの問題ではございませぬけれども、そういう基本的な問題があります。もう一つは、国民の経済水準がだんだん上がるにつれて、食生活に対するこれも大きな変化をもたらしてきております。そういうようないろいろな問題が重なり合ひまして、なかなか所期の計画どおりに進まない面もあることは否定できないのであります。しかし基本的な私どもは先ほど申しましたように、国民食料の安定的供給と、その従事者の生活水準の向上というこの大きな眼目は断じて動かすことはできない、したがつてそういう方向に従つて農政を進めてまいらなければならぬと思つておるのであります。経済成長率の激しい、また経済社会の著しい変転によつて、われわれの計画にあるものは短くなりあるものは長くなりしてまいつておるというのが現状である、このように認識しておるわけであり

ます。

○達田龍彦君 どうもまあ私が聞きたいことが大臣の回答では必ずしも噛み合つてないのではありませんが、総合農政を提唱されたときにいろいろの議論がございしました。私は農基法農政をとらえてまいる場合に、今日の農業というものは農基法農政から見ると失敗であつたと私は考えておるのであります。総合農政というものを政府が打ち出されたときに、まず第一に大きく取り上げられたのは米価が片寄つた農政であつたために、総合農政の中で特に志向しておりましたところの農業構造の改善の問題あるいは生協、農産物への選択的拡大の問題、こういう問題が農基法農政で志向しながらその機能が完全に果たし得なかつたといふことが一ついれたと思ひます。それからもう一つは、自立農家の育成あるいは協業の促進という形で基本法農政では農業生産性の向上を進めようという構想であつたのでありますけれども、その自立農家の育成あるいは協業の促進といふことについても、必ずしも十分な生産性をあげ得るような状態になつた、こういうことが私はいれたと思ひます。

そういう点から考えてまいりますと、私は今日の農基法農政下の日本の農業というものは、そういう点を十分どう生かし得るかといふことを具体的に考えていかないと、総合農政をいつてみても、その結果としては、米のいわゆる過剰生産といふものに対してこれをやめさせあるいは生産価格を押さえる、こういう作用のみに終つて、真の意味の総合農政の推進、真の意味の農基法下の農政といふものを進めることにならないのではないかと私は思ふのであります。でありますから、そういう点を一体今日政府はどういうふうにお考えになつておるのか、その点を政府の考え方として十分御説明をいただいておきたいと私は思つておるのであります。先ほど来のお説明では、所信表明演説に出ておる程度の内容が羅列されている程度で、私の聞きたいことを必ずしも答えていない

わけでありまして、そういう点をもう少し大臣のほうからお話も承りたいと思ふのであります。

○國務大臣(倉石忠雄君) 私どもがこういう変転してまいる経済社会に処しまして総合農政を進めてまいりますには、第一に、先ほどお話のように、他産業との格差をなくするようになつていきたいと思います。そのためには、いわゆる農業の近代化を実現いたしますための必要欠くべからざる条件として、規模が大きく、生産性の高い近代農業の育成をはかつてまいりたい、これが基本的な考え方でございます。そこで、いま米のお話がございしましたが、過去の歴史を見まして、やはり私も農林省といたしましては、まず生産を増強させることに全力をあげてやつてまいりました。そういうことがございしましたような著しい経済成長率、そのそういう変化に対処いたしましたして、また生産をどんどん助長してまいりました農政の中の一基本の作目でありまして、一人当たりの消費量が減つてまいつたといふことも加わりまして、生産調整をせざるを得ない今日の状態になつておるわけでありますので、

(委員長退席、理事高橋雄之助君着席)

当面私も米の生産調整をまずやらなければならぬ。同時に、他の作物につきましては、これは先ほどもちよつとお話がありましていわれる選択的拡大でさらに需要の伸びる傾向にありまして他作物につきまして、さらに生産を増強してまいりたい。これにはわが国が先天的に弱点を持つております濃厚飼料の現状等についてはなかなか困難な面もございしますけれども、やはりできるだけ主要作物とその他の需要の多い傾向にありまして農作物に転換してまいりたい。そのためのできるだけの助成をいたしてまいりたい。

も話し合ひの中で出てくることは、やはりそういう農作物を含めた自由化等の問題であります。そういうことに対処いたしまして、いわゆる選択的拡大で増産をはかるかといつたしております品物等についても適合するものがございしますので、そういうものにつきましては、やっぱり生産者の経営の体質を改善、強化してそうして競争力に立ち向かえるような経営をつくり出したいといふの、たいへん競合する問題が多いわけでありまして、しかし、そういうことにつきまして私も必要に応じて価格政策をとつてまいりたい。そのためには、これは私も農林省だけの考え方にとつてばかりではありません。政府全体としてあるときには課徴金制度というようなものを考慮しなければならぬ重要な価格政策の問題がございします。いずれにいたしまして、そういういろいろのことを考えますのは、やはり米の生産調整はいたしなくては、これは他の農業につきましては、これはできるだけ土地改良、圃場整備、構造改善事業等を推進することによつて、生産性の高い農業を育成してまいりたい、このように考えておるわけであり

ます。

○達田龍彦君 私は今日の日本の農業の環境あるいは状態というものは、政府が三十六年に農基法を提出された当時よりも、いわば環境や日本農業の持つ主体的問題点が悪くなつていっているように考えているのです。それは先ほど来私が指摘してございしますように、自由化のテンポもその一つでございします。あるいは兼業の増大、あるいは労働力の老齢化、こういうことを考えてまいりますと、今日の日本農業といふのは、基本法を提出された当時よりも、たいへん農業の環境と、農業と農家の実情といふのは私は悪くなつていっていると考えておる、この点農林省はどういうふうにお認識されておりますか、お答えをいたしたい。

○政府委員(中野和仁君) 農地局長からの答弁ではあるいは全部足りないかも知れませんが、そういう問題も、先ほど来大臣との質疑の中でも、そういう問題がいろいろ出てきたわけでございますが、先ほ

ど大臣からもお答えがございましたように、非常に環境の悪い面もございますけれども、この中にありまして、やはり基本法農政が始まってから今日まで、労働生産性あるいは土地生産性等もかなり上がってきております。自立農家のことにつきましてもたとえば昭和三十五年にはわれわれは八・六％ぐらい持っておりまして、昭和四十三年には一〇％になっているというふうなことになるておりました。基本的に日本の農業が後退しているというふうな考えでないわけでございますけれども、反面、先ほど大臣のお話がありましたような事態がいろいろ出てきております。そういう面につきましては、われわれは率直に検討を加えまして、先ほど御答弁がありましたように、総合農政の推進ということで、困難な農業のいろいろなる事態を開いていきたい、こういうふうな考えているわけでありまして、

○達田龍彦君 ではお尋ねをいたしますが、農業基本法の一つの大きなねらいは、何と言つても農業と他の産業の格差の是正にあったことはそのとおりであります。今日の米価問題を見てまいりましたも、米の作付転換、米価の据え置き、こういう形がとられておりますし、将来の方向としては米価の所得補償方式というものがだんだんくずれ去っていくだろうということもわれわれは非常に懸念をしております。そういう点から考えますと、総合農政というものを打ち出されておられますけれども、今日の農家所得をささえておられるのは、私は米価だと思つております。それをいま申し上げたように、今後は押え、さらには米価を上げること、今後は押さないばかりでなく、今後は需給の動向によつて農政を進めるといふ考え方に立ちますと、私は米価はさらに引き下げられていくという懸念も持つのであります。そういう段階になったときに、一体総合農政の中で農基法の大きなねらいであるところの農工間の格差というものがどういう形ではかられようとするのか、その点お伺いしたいと思つております。

○政府委員(中野和仁君) 御指摘のように、確かに米の問題が出てまいりまして、生産調整をやるかたわら、米価の引き上げによつて、所得をまかなっていくということとはなかなかむずかしいかと思つております。そこで現在では確かに農産物の価格の引き上げ、それによる所得補償ということでもまいりましたけれども、今後は少なくともそういうことがなかなかむずかしいということになりますと、やはり経営規模の大きい生産性の高い農業をつくつていって、そして所得を確保していくという方向を強く打ち出していく必要があるかというふうなわれわれも考えておるわけでございます。

○達田龍彦君 どうも回答が私がお尋ねしようとしておることに必ずしも合つた回答でないものでありますけれども、言われることはよくわかるのでありますけれども、現実にはその日本の農業が行つてないところには私は問題があると思つております。よく最近政府は総合農政、総合農政と言われけれども、いろいろ私も検討してみましたが、総合農政の政府のねらいというものは一体何かということとを端的に考えてまいりますと、何といつてもまず米の生産を押え、そして経営規模拡大のための離農政策の強力な推進にあると私は見ておるのでありますけれども、この点どうお考えになつておられますか。

○政府委員(中野和仁君) 先ほど大臣が御答弁になりましたように、総合農政の基本的な目標は、国民に対する食料の安定的な供給ということと、農業従事者と産業従事者の所得の、生活水準の均衡をはかるということだと思つております。その間にありまして、ただいま直接緊急に当面しておりますのは米の生産調整の問題でございます。これはぜひ実現をしなければ、たびたび国会でも問題になりました食糧制度の問題等いろいろ波及をしてまいりますので、その点は緊急にやはり調整を何とかと思つております。が、あわせまして、いま離農を促進するのではないかとこのお話がございまして、確かに最近では年々八万戸から九万戸の離農

がございまして、しかしこの総合農政の推進にもありますように、無理に押し出すということとはなかなか困難かと思つております。まして、経済の高度成長の中にありまして必ずしもまだ外部の雇用条件、それからその他の事情等も完ぺきではないという中にありまして、完全な離農を全部促進するということとはなかなかむずかしいかと思つております。したが、いまして、先ほど御指摘のありました兼業農家もかなり残つていこうかと思つております。そこで離農をする農家についてはしやうやうに、農地法の改正あるいは農協法の改正、また農業者年金制度の改正という方向でそういうしやうやうに援助をするということが一つ。それから農村に残りました兼業農家につきましては、一方では集団的な生産組織の中に組み込んでいって、そういう兼業農家もかなり日本の農業生産の中でウェートを占めております。その面も進めていく必要があるかというふうなことをお尋ねのところでございまして、何が何でも離農を促進するんだということだけをねらつて進めておるわけではないというふうな考えでおります。

○達田龍彦君 さらにお尋ねをしておきたいことは、この今回の農地法の改正によつてねらつておられるのは、農地の流動化であるということが言われておるのであります。そこで、農地の流動化ということから農地法の改正が出てまいっておりますけれども、そのことは同時に農業の規模拡大をはかつていくということでもあります。同時にまたこの農基法の精神に基づいて兼業農家の協業の問題あるいは共同化の問題がこれまた育成をしなければならぬということを言われておる。農地の流動化をはかりながら農業の規模拡大をはかるということになると、兼業農家、零細農家が今回の農地法の改正によつて権利の移動あるいは借地の移動、こういうことが行なわれてまいる、私はそういう意味では兼業農家も協業化あるいは共同化と農地移動によるところの農業の規模拡大、自立経営農家の育成ということは矛盾するものではないかという判断をするのであります。どうお考え

になりますか。

○政府委員(中野和仁君) 経営規模拡大をいたしますためには、零細な現在の経営を固定をするというだけではそれが実現できませんので、やはり構造政策の基礎をいたしまして、農地の流動化をはかるということで農地法の改正をお願いいたしておるわけでございますが、その場合にいま御指摘の兼業農家の協業化と言いましようか、そういうものと矛盾をするのではないかとこのこととをございまして、その兼業農家を協業化したしますと、そこでは生産規模の拡大につながるわけでございます。小さな農家のままばらばらありますものを、十軒の農家をまとめて一つ一つの生産単位をつくりますればそこで規模の拡大ができる。必ずしもその場合に所有権が、まあたとえば農業生産法人をつくりますれば、そこに移る場合、出資をして移る場合あるいは生産法人に貸す場合とありますので、所有権の面から見ますと必ずしもそうでない場合もあり得るかと思つておりますけれども、やはり自立経営農家個人の農家の規模拡大とあわせまして、そういう兼業的な農家の土地が中核的な農家を中心に集まりまして一つの生産単位を拡大することがはかられるわけでございますので、私たちはその両者が矛盾しているというふうには考えないわけでございます。

○達田龍彦君 まあ農地局長は矛盾をしないと言つけれども、現実にはこれは矛盾をするのであります。それではさらにお尋ねをいたしておきますけれども、将来の方向として、これは農基法でも総合農政でも自立経営農家の育成ということが大きな柱になつておる。そうすると、将来兼業農家というものは農林省の方針としてはその個別経営の農家として育てていくか、それとも協業、共同化によつて生産の増大をはかるための方向で育てていくのか、あるいは今日、中核的な農家とか自立農家と言われているような比較的生産性の高い、規模の大きい農家に吸収していくという形へこれを持っていくのか、その点はどういうふうな考えになつ

ておるのですか。

○政府委員(中野和仁君) 御指摘のように、基本

法農政以来、自立経営農家の育成を中心に日本の農業を進めていくというふうに考えておるわけでございますが、たびたびこの委員会でも議論がありまして、膨大な兼業農家が現におるわけでございます。したがって、これをそれだけ全部まとめて一つの大きな、私が先ほど申し上げました生産単位に一手にできるかというとなかなかそうはいりません。しかし、いろいろな統計資料等を見ましても、兼業農家の生産性は、専門的な農家の生産性よりかなり低いわけでございます。そこで、農業を産業として成り立たせるためにも、やはり自立経営的な農家を育成すると同時に、そういう兼業的な農家の土地、それから労力等を集めて一つの生産単位につくっていく。現に水稲を中心に各地にあります集団的な生産組織も一つの行き方でございます。それをそれじゃ全部もって完全な協業化に持つていくかという、必ずしもそういう事態でもないと思います。現に五百五十万戸の農家があるわけでございますので、どれか一つにまとめてしまおうというところにはなかなか持つていきがたいわけでございますけれども、最初に御答弁申し上げましたように、自立経営農家を中心にしながら、また、地域によりましては、その農家を中心にして兼業農家をその周辺に集めてその集団的な生産組織もつくっていく。こういうところを当面進めていく必要があるというふうに考えております。

○達田龍彦君 どうもよくわからぬですがね、今後の規模拡大をどうしてはるかかというのが一つの方針がなければならぬ。その場合に、現在の自立経営農家を中心にして規模拡大をはかるというのも一つの方法であります。それから協業化、共同化というものを地域や環境によつて、これを規模拡大の中に位置づけていくというのも一つの方法であります。それから兼業農家をさらに個別農家としてこれを経営規模の拡大の方向に結びつけていくという方法も私はあると思います。その中心は一体どこに置いておるのか。いままでの農基法農政では共同化、協業化と自立経営農家というものを二つの柱にして経営規模の拡大をはかる、生産性の向上をはかるというやってきた結果、兼業農家がたくさん出て、自立経営農家というものがほとんど育たないという状況になってまいりました。さらに、将来農業の今日の状況を見てまいりますと、日本の経済成長の中で、将来の自立経営農家というのは、私はさらに経営規模を拡大しなければ、自立経営農家としては成り立たない現状になってくると思う。そういう将来のことも考えると、一体どこに重点を置いて経営規模の強化をはかり、自立経営農家というものを育てていくのか。その方針がいま言うように、何もかにもだというふうな状態では、すでにもう農基法農政でやってきて失敗しているじゃありませんか。そういう点で私は非常に説明はされておりますけれども、現実にはそういういかに問題があるわけでありまして、そういう点をもう少しきちんと整理をして考え方を説明いただきたいのであります。

○北村暢君 いま達田委員から繰り返し質問して

いるのであります。どうも政府の考え方ははっきりしないというので、質問も繰り返されていくわけですが、一体政府は自立経営農家を育成していく、これは農業の中核的な役割りを果たすんだ、こう言っているんだが、達田君が指摘しているように、基本法農政下ではその育成をはかったけれども、少しも伸びておらぬ。逆に四十四年度では、生産者米価の据え置きというふうな点から、自立経営農家は逆に減ってきている。こういう現実が出てきた。

【理事高橋雄之助君退席、委員長着席】
しかも反面、兼業農家はふえている。それはいままで、日本の農業の大部分を占めておった平均的な耕作反別からいえば、一ヘクタール程度のものが減って、そうして兼業農家に陥落していつている。こういうのが実情なわけです。それで、今

後その自立経営農家を育成していくが、一体どの程度の自立経営農家を育成していつて、どのくらいの数のものを考えておるのか。しかも経営規模は、総合農政では四ないし五ヘクタールというのでありますから、従来の所得増進計画でいつたときの二・五ヘクタールの自立経営農家とは、規模において約倍のものになる。当時は、この自立経営農家百万戸を養成するという計画であつたけれども、それは全然そのような期待にはならなかつた。

それで、そういうことから、これからの自立経営農家も、従来の觀念と変わったものの経営規模になるわけです。そうすると、当然これは経営規模を拡大すれば、どこかが減らなければならぬ問題が出てくるわけですから、したがって従来のように、この一ヘクタール程度の中堅的な農家が分解をしていくのか、兼業農家というものを大幅に切り捨てる形において自立経営農家を養成していくのか、いまの総合農政の中では、自立経営農家を養成していく。しかし、それに達しないものも残るから集団化をしていくんだ。こういう生産体をつくっていくのだ。こういうことを言っておりますけれども、兼業農家というのは、今後大幅に減る見通しというものを保持しているのかどうなのか。これをあなた方は、この政策的にはっきりさせなければつじつまが合わない段階にきていくのじゃないかというふうに思うのです。したがって、これらの農地流動化に伴う農家戸数の、この経営規模の別な農家戸数の今後の変化というものはどのように考えているのか、これをひとつ明らかにしてもらいたい。そうすれば、ある程度はつきりするのではないかと思うのですが、どうもその辺のところがいままでの答弁で明確じゃない、このように思いますので、補足して説明を願いたい。

○政府委員(中野和仁君) 達田先生お話しの中で、自立経営農家の育成、それから兼業農家も含めました協業化、そのほかに兼業農家の規模拡大ということもあるのではないかとお話しでござ

います。個々の農家については、兼業の部門をやめまして専門的にいこうという農家もあるかと思ひます。ただ一般論といたしましては、やはり兼業農家の実態は、順次農業から足を洗つていく方向に向いていくというふうに思ひます。個人の農業の進め方をもちろんわれわれ否定するわけではございませんが、一般的にはそういうふうになつておると思ひます。兼業農家の規模の拡大を個別にいろいろと考えるということは、なかなか私はむずかしいのじゃないかというふうに思ひます。

そこで、いまの北村先生のお話でございますが、先般たしか沢田先生からも将来自立経営農家をどれくらいウエートで、どういう割合で考えておるかという質問を中心にしていろいろございまして。その際たしか私お答え申し上げたわけでございますが、なかなかいまこの段階で、それじゃ将来、日本の農業の中で自立経営農家が半分であるとか、あるいは六割占める必要があるとかいうことはまだ出しがたい段階でございます。ただ申し上げられることは、先ほど北村先生御指摘のように、現在の自立経営農家、水田で申し上げますとあるいは二町五反、あるいは三町近い農家かと思ひますが、今後の経済の伸展ということを考えますと、総合農政の推進でも申し上げましたように、内地の水田では四、五ヘクタール要るんではないかということになります。面積が倍近く要るかと思ひます。現に自立経営的な農家をわれわれ一割ぐらい考えておりますが、戸数にいたしますと五十万戸前後になる、その農家が倍になるといふようなことを考えますと、相当部分が専業農家で占められなければならないという計算になるわけでございます。なかなかここ五年あるいは十年ではそれはいくまいというふうにも思ひます。それで、そういうふうなことを考えておりますと同時に、それでは兼業農家のほうはどうなるかという問題でございますが、現に最近の傾向を見ましても、離農する農家の八割、もう九割近くは五反未満の農家でございますし、それか

ら一ヘクター以下を含めると、大部分が一ヘクター以下の農家でございます。したがって、今後一ヘクター以下の農家が順次農業から離脱するというふうになるわけでございますが、一昨年われわれが出した農産物の長期需給見通しでございますが、それによりますと、昭和五十二年には農家戸数は四百五十万戸というふうに見えております。現在は約五百三十万戸でございます。年率にして一・八％程度減少していくというふうになるわけでございます。したがって、絶対数の戸数がかなり減つてまいりますが、その中で、それと並行して農業経営者である兼業のウエートはどうかということになりますと、若干専門的な農家がふえるというふうには考えられますけれども、兼業農家が昭和五十二年の段階で大幅に減つていくというふうにもなかなか見られないのではないかと、このようにわれわれ考へておるわけでございます。

○達田龍彦君 どうも説明でなお私は納得いかない面があるわけですが、将来、この農地法を改正しようとしておられるのでありますけれども、それは規模拡大を流動化によつてはかるという考え方ですね。その場合の中心となる経営規模の農家というものは、一体自立経営農家はどのくらいで、それから協業、協同化によつて規模拡大をはかつて農業経営、生産性をあげようというものはどのくらいで、それから先ほど将来の方向としては兼業農家を個別経営農家として育てることは非常に困難だということをお話でございますけれども、そういう兼業農家は個別経営農家にして、農家は私はあると思うんでありますけれども、そういうものがどの程度になるのかですね、具体的に御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(中野和仁君) 北村先生の先ほどの御質問もそれに関連しておつたわけでございます。われわれのほうでは、いま達田先生からお話のように、それと並行して昭和五十二年に自立経営農家が何戸になつて、そして兼業的な農家がどれくらいあつて、それから協業経営を幾ら想定するかと

いうところまで具体的に想定をいたしておりました。したがって、はなはだ恐縮でございますけれども、将来それと並行して自立経営農家が五十万戸で、それからその他は幾らということとはなかなか申し上げにくいまだ段階でございます。

○達田龍彦君 私はそれが非常に重要だと思ひます。今回の農地法の改正のねらいが土地の流動化にあるということなんです。総合農政、農基法農政というものを進めておいて最大の問題は農地が流動しなかつたために自立経営農家が育たなくなつて規模拡大ができなかつた、こういうことを口を開けば農林省の皆さんおっしゃられるわけですね。そうしますと、もしそれが最大の原因だとするならば、私もそれは肯定いたしませんけれども、農地法が最大のガンであつた、こういうことが農林省の言うとおりであつたとするならば、私は、将来の農地法改正後の日本の農業の中における中核的な農業あるいは日本の農業をささえていく農家というものは一体何を中心に考へて農業を進めていくかというのを当然基本として考へておかなければならぬ。それがどういふふうになるから、日本の農業はこういうふうになる生産が拡大され、所得水準が上がつてくる、需給動向にも対処できるような農業となるのだということにならなければならぬ。そういう意味では私は、かりにこの農地法改正後における自立経営農家というものは、自主経営農家の育成を中心に考へていかれるのか、共同化を考へていかれるのか、あるいは兼業農家の個別経営の方式でいかれるのか、原則的なものをまず持たなければならぬと思ひますけれども、その原則的な考え方をどうとられていくのか、御説明をいただきたい。

○政府委員(中野和仁君) どちらに重点を置くかという御質問になるとなかなかお答えしにくいわけでございますが、農業基本法制定以来、やはり家族経営を中心にした自立経営農家を育成したいというのをわれわれ中心に考へておるわけでございます。たびたび申し上げますように、それのみではなかなか経営規模の拡大はできません。

御指摘のように、兼業農家等非常に多いわけでございます。また、そういう兼業農家もかなりの生産のウエートを占めております。したがって、一時にそれを切り捨てるとか、そういうことはできないと思ひます。そこで、地域によりまして、また作目によりましては、専業農家を中心にして兼業農家も含めた集約的な生産組織と考へておられます。どちらか一つをとるといふことは、なかなか私たちが現実の問題としてむずかしいと思ひますので、いづれは当面は両方を推進していく必要があるというふうな考へておるわけでございます。

○達田龍彦君 それが私は問題だと思ひます。いままで農基法下の農政でもそういう形で協業化、共同化を言いつつながら、現実にはそういう方向が非常に進んでない。あるいは自立経営農家を育成するんだという方針をとりながら、自立経営農家の育成も進まない、規模拡大がどうしても困難である、むしろ逆に、農基法農政で指向しなかつた兼業農家というものが存在している、これは私は逆の現象だと思ひます。農基法農政の大きなねらいは、何としても規模拡大をはかる、生産性の向上をはかる、そして所得の格差をなくする、という一つの方針であつたと思ひます。今回の米の問題を見ても、とにかく農基法農政の発想というものは生産、いわゆる生産政策あるいは構造政策を通じて農業のコストを下げて、そして価格をできれば上げないで、米価等の価格を上げないで、コストを下げることに考へて農業所得がふえるというところに私は農業基本法の大きなねらい、発想があつたと思ひます。それが思うようにいかなかった結果、何といつても今日までささえてきたのは米価値上げによつて農業所得をささえてきた、農家経営をささえてきた。ところが、二年前から米価を押えるという結果、農業は大きな転換期に差しかかり、農家経営が成り立たないという状態が出てしまつた。そこに農基法農政の大きな失敗があると私は見ています。コストを下げることに考へて農家経営が成り

立つような農業を發想としては指向したと思ひます。それがいかなかったところに今日農家の最大の問題点が私はあると思ひます。これはどうですか、どう考へになりますか。

○政府委員(中野和仁君) 御指摘のように確かに昭和三十八年ごろから四十三年までですが、米価が年々かなりの物価以上に値上げをしてまいつたわけでございますが、ただその間にありまして、農林省の農業生産調査を見ましても反当投下労働時間というのはいささか減つてきております。その間コストダウンの政策は何らやらなかったというふうなわれわれ考へていないわけでございます。まして、基盤整備なりその他の政策もあわせてやつてまいりました結果、反当の労働時間も非常に減つてきておるといふふうな考へておりますが、現実面をいたしましては最近まで農業所得を確保するための米価水準の引き上げということがあつた、これは否定できないと思ひます。

○達田龍彦君 私はそういう考へ方から今日の農業を進めていく場合には、どうしても生産性の膨張政策を通じて農業のコストを低くしていく。そして農家経営はそれでも立つと、こういう農業を指向するならば、一体そのために今日のこの兼業農家というものをどういふふうな位置づけをしていくのかということ、農林省自体としても考へ方をひとつまとめておかなければならぬ重要な問題であると思ひます。その中で先ほどから私は、将来の自立経営農家というものをどういふふうな育て、農業の中でどう位置づけるかについて具体的に御尋ねをしておりますけれども、どの程度のものが将来、自立経営農家として育成され、協業、共同化によつてどの程度のものが残り、兼業農家がどういふ姿になるかということも見通しを持たないといふことでありますけれども、これは私は将来の農業の発展の中でも、あるいはあるべき姿の中でも一番重要な問題だと思ひます。それを持たずして農地法改正を提案されるその考へ方も私はどうしても理解ができません、どうですかその点は。

るいろの事情があると思うんですね。私はいま農地局長、将来自立経営農家というものの育成をどうしていかんということについて農林省の方針を明確に私は聞きたいのでありますけれども、これは将来必ず自立経営農家の生産規模、所得の問題等を考えてまいりますと、日本の経済が成長する限り自立経営農家の規模拡大ということはさらにさらに増大していかねばならぬと思うんです。現に自立経営農家を育成することよりも、地域によつては地域営農集団の育成という方向に進んでいる分野があるですね。これは広域農業の育成という形でかなり考えられているようであります。たとえば米の場合を考えてまいりますと、現にカントリーエレベーター等の場合には私は広域農業のあらわれだと思ふ。さらにまたライスセ

○政府委員（中野和仁君） その点につきましては、総合農政の推進についても申し上げておりますように、またいまの御指摘のように孤立無縁の自立

○北村暢君　いまの達田さんの質問の中で自立経

くというんだが、一体、自立経営農家というものが政府のいうように育っていくのかどうなのかという点、これが問題である。

いま達田君の質問しておるのは、その自立経営農家というものはとても政府のいま考えておるようなものでも成り立たないのではないかと、こういうことを聞いておると思うんですよ。ですから、今後の自立経営農家というもののあり方というものは、その年々において所得なり経営規模なりというものをどういうふうに持っていくのか。育成する点について、政府はいま経営の類型ということをつくるということを言っております。したがつて、これから五十二年を目標とした総合農政の中における自立経営農家の将来というものが、これが水田単作だけでなくに、酪農を含めてこれが兼業農家の集団の形、いろいろな類型というのが考えられると思うのですが、そういうものについて具体的にやばい検討をされておるのかどうなのか。自立経営農家の簡単に育成というけれども、それから、自立経営農家を中核としてやっていくこと、私は、自立経営農家を中核としてやっていくこと、そのことがほんとにできるのかできないのか。また、自立経営農家というものがそういう所得の均衡をとっていく見通しというものが、これからの農産物の価格の問題、経営規模の問題を考えた場合に非常に困難じゃないかと思うのですね。

ですから、これは政策問題を考える人の中で、もう自立経営農家なんといったつてとてもだめなんでしょう。んだという考え方も一部にはある。したがって、これをいまの形でありながら何とかして所得を上げていくという方法を考えなければいけないといふ考え方も出ておるわけでしょう。一つには、政府の考えておる自立経営農家を中核とする農業のあり方の問題と、もうそういうものではないののだという考え方で、企画庁で出している装置化というそれからシステム化という構想が出てきている。あれは、もう自立経営農家だなんというものを飛び越えた政策論議なんです。そういうことすら

すでに今日出てきているのですから、そういうことを踏まえて達田君の質問はなされていと思うのです。ですからそういう点をもう少しはっきりした答弁をしていただきたい。

これはもう大きな政策論なんです。政府内部において農林省の考え方と企画庁の考え方とでもうそういうふうに通つてきているのですから、一体あなたがたは今後の日本の農業のこのきびしい情勢をどうやって切り抜けるかとするのか。これは政務次官が大臣に答弁してもらわなければならぬ問題なんです。ひとつどういう方向に持っていくかとするのか、これをお伺いしておきたい。

○政府委員(中野和仁君) 価格のみに依存をして所得を上げていくことが困難である、今後困難になるというところは御指摘のとおりだと思います。そこでやはり基本的には、生産規模あるいは経営の規模を大きくしなければならぬ他産業に太刀打ちできないということになってくるわけでございますが、その場合にそれを具体的にどうするかというお尋ねでございますが、すでに農林省といつたしましても、この委員会でも大臣からもお答えがあつたと思いますが、本年度から地域分担営農型の具体的な検討に入るといふことになっております。それを順次進めまして、もっと明確にしなればわれわれもいけないというふうに感じております。

それから、いまお話ししました企画庁のシステム化、装置化の問題と自立経営農家との関連でございますが、先ほども達田先生の御質問にお答えしましたように、そういういわば広範囲な広域営農集団をつくり出す場合に、それじゃその集団をになつていくのはだれかというので、私、それを自立経営農家なり集団の生産組織がその中心になつていくのだというのを申し上げたわけでございまして、経済企画庁の言つておられることと私が先ほどから申し上げておることが矛盾をしておるというふうには思つていないわけでございしますが、ただ今後の問題として、農林省として

もこれから考えていかなければなりませんのは、やはりそういう一つまとめた地域を生産から流通まで含めましてどう持つていくかということ、頭に入れた上での、その中の個別の農業というのを考えなければならぬということ、企画庁その他の方々の言われるとおりだといふふうに思ひます。まあ農地局長としての答弁でなかなか全部意見を尽くせないわけでございしますが、農地局といたしましても、そういう観点からすでにこの予算におきましても、農村整備をいたしたためのパイロット調査を全国十地域でやるということもやつておりますし、また広域営農集団をつくり出す場合の基幹をなします大規模な農道整備といふこともすでに事業化をしておるようなこともございしますので、そういう広範囲な地域における生産から集束化、流通の段階まで含めましてのシステム化ということもこれから検討し、かつそれを具体的に事業化をしていかなければならぬことだといふふうにわれわれ考えておるわけでございします。

○達田龍彦君 いま北村先生からも御指摘があつたように、これは私は将来の農業のあり方との中では重要なポイントだと思つております。まあ大臣がおいでいただければ、さらにこの問題については基本的な問題として議論を深め、農林省の考え方をたしたいのでありますけれども、いまいらつしやいませんか。質問をどうしようかと実は迷つておるのでありますけれども、さらに質問を続けてみたいと思ひます。

そこで、先ほど北村先生から御質問があつたように、私は将来の日本経済の発展あるいは農産物の国際価格、自由化の問題等から考えたときに、さらにさらに自立経営農家の規模と所得の拡大をはからなければならぬことは必然であると思ひますね。そうなつてまいりますと、いまの自立経営農家は二、三年先ないしは三、四年先には所得の問題から考えても経営規模の問題から考えても、現在の兼業農家と同じような姿に私はなるのではないかと思ふのです。自立経営農家を育てて

みたけれども、経済のテンポあるいは国際競争力との関係から、自立経営農家として生き続けることができないような姿が出てくるのではないかと。特に農基法農政を十年、今日まで続けてまいつて、頭の中ではそういう方針をとりながら、現実の農業の実態というものは非常におくれた状態になつておる。その結果さまたまの農業の矛盾が出てきておる。農業の混乱がその中から私はあると思ひます。その結果農家が大きな危機と不安の中に追い込まれておる。これがかりに農基法農政の志向する方向で農政が現実に行なわれておるとするならば、こういう混乱と不安が私はなかつたのではないかと実は思ふのであります。しかし、そうでないところに今日のこういう問題があるように、この自立経営農家は必ず私は第二の兼業農家に転落することが見えておると思ふのです。でありますから、一体この地域の営農集団ですね、組織、これと今日の自立経営農家というものは、私はある意味では矛盾をはらんでおると思ふのです。その点どうお考えになっておりますか。

○政府委員(中野和仁君) 先ほど申し上げましたように、この地域の営農集団と申し上げましたのは、やはり「総合農政の推進について」といふことの中でも申し上げておりますように、広域な主産地において自立経営や集団的な生産組織、その他すべての農家を含めて、生産から加工、流通の段階まで機能的に統合していこうといふこととございします。で、大きな地域をまとめて、どういふふうにして全体のその農業をもつていくかという問題と、そういう中でその農業をもつていくにない手がだれかという関係にあるといふふうになつておるわけでございます。で、広域営農集団の中はすべて小さな農家のまま、そのままおつてよろしいといふことは決してないといふふうになつておるわけでございます。

○達田龍彦君 これはことばの私はすりかえだと思ふのです。生産から消費までといふことからそういうことを考えておると、こうおっしゃるけ

れども、現実の農業の姿を見てごらんない。たとえば米の場合、先ほど私が指摘したようにカントリエレベーターの問題だつて、もうすでに広域的な地域的な営農集団にしていかなければならぬといふ要素をつくつておるじやありませんか。ライスセンターも同じです。あるいはミカンの選果場の問題だつて、ミカンのための道路だつてそうじやありませんか。将来の農業機械だつて、一ヘクタールや二ヘクタールでもつて農業機械を使うような、これこそ私は過剰投資ですよ。三十も四十ものヘクタールの農地をやるような機械になつておるじやありませんか。そうなつてまいりますと、自立経営農家では生産コストを下げることはできないでしょう、これは。そういう方向に位置づけていかなければ、あなたがたが初めから志向しておられる農基法農政によるところの農業の産業化といふものはできないじやありませんか。いよいよ商工業でいうならば、中小企業より小さな零細な商店を幾らつくつてみても、産業化といふことができるのかどうかといふことになると、これは私はできないと思ふのです。国際競争力に勝つんだといふことでは自立経営農家をそのにない手にしようとしてもできない。そうじやありませんか。目に見えております。

○政府委員(中野和仁君) 先ほども申し上げましたように、自立経営農家そのものが孤立面ではないといふことを申し上げておきます。たとえばいま例を引かれましたカントリエレベーターにつきましても、これは一つの地域あるいは五百ヘクタールとか一千ヘクタール、もっと大きなも

のをつくりますれば、もっと大きな範囲を対象にしなければなりません。ところが、それじゃそれをそこに運び込むのをだれがつくるかということになりますと、やはり個別農家あるいは集团的な生産組織あるいは協業化されたものということになるかと思ひます。その場合に、それでは大型のトラクターが入り、あるいはコンバインが入ってまいりますと、自立経営農家といひまして、その機械を、個別にそんな大きな機械を持つわけにはまいりません。たとえば八郎湯もすでにやっておりますように、自立経営をやっていく農家が六戸集まりまして、一つのコンバインを入れる、トラクターを入れることになるわけで、機械の協業化をやることが必要になってこようかと思ひます。そういう意味では非常に広い意味での協業化ということとは当然進めなければならぬわけでございますけれども、この広域営農集團そのものを一つの経営単位として考えていくというところまではなかなかすぐにはいかないのではないかと、いふうに考えるわけでございます。と申しますのは、この営農集團——まだ具体化をしておりませんので、いろいろなイメージが描けるわけでございますけれども、やはり、少なくとも三千ヘクタールあるいは五千ヘクタールという地域を対象にしまして、その地域全体としての生産地形成をやっていくという問題でございますので、そういうものの考え方の中でそれをなっていくものとしてやはり個別経営なり協業化というものをあわせて考えていく必要があろうというところを申し上げておるわけでございます。

○達田龍彦君 私にはこれは非常に大きなポイントだと思ひます。将来の農業の新しい手が自立経営農家だということですね。この自立経営農家というものは、私どもが農地法の改正で一つの懸念を持つのは、そういう大きな農家を育てていく、地主を育てていくということに通ずるような一つの危険性があるのです。私は農業協同組合を育てていくという理念に、ときに農業協同組合が将来の農業の新しい手であるという観点で今日農

業を進めていくならば、私は地域的な集团的な共同化、協業化ということを進めていくことが、将来の農業の発展のために貢献していくと考へてゐる。ところが、いまの農地局長の説明によると、自立経営農家を将来の農業の新しい手として位置づけ、そして、それに周囲の兼業農家やいろいろなものをつくつていく、その中心になるのが自立経営農家であるという考へ方は、地主制度の復活にある意味では通ずるような考へ方になる。それでは私は、どうしても日本の農業というものは逆戻りだと思ひます。むしろ、今日、協同組合といふものを育てていくという観点で協同組合に農業の発展を大きく機能として持たせるといふ考へ方に立つ限り、将来の農業といふものは集团的、地域的な共同化や協業化といふものを農業協同組合の共同化を通じてものを進めていくという観点に立たなければいけないのじゃないか、そういういかなければ、農業基本法が志向しているところの産業としての農業といふものは成り立たないのではないかと、こういう観点で私は考へてゐる。だから今回の農地法の改正についてもそういう問題について非常な懸念を私は持つのです。私は将来の農業の生産の拡大、規模拡大といふものは協業化、共同化をやらなければならぬ必然性を内外ともに持つておると思ひますが、その点どう考へになりますか。

○政府委員(中野和仁君) 先ほどから申し上げておりますように、私たちは協業化といふことを否定をしてゐるわけじゃございませんし、自立経営農家の育成とあわせてそれは進めなければならぬといふことを申し上げてゐるわけでございますが、いまちよつとあるいは私の聞き違いかも知れませんが、農協が共同化の中心になつていくといふ場合に、農協そのものが農業生産をやるといふことになりまして、逆にそこへ土地を貸した

りあるいは預けたりするのは全部これ地主になるわけでございます。やはり農協の役割りといひますのは、そういう個別経営あるいは個別経営のほかいわゆる零細な農家まで集まりましたそういう

生産単位といふものを、どういふうに地域全体として指導をしていくか、それからその生産物を有利に販売してやるかといふところに中心があるんではないかといふうに考えるわけでございまして、いま御指摘のような共同化、協業化は、場所によりましては、農事組合法人——農協法によりまして農事組合法人でやっていく、あるいは有限会社をつくりましてやっていく、そういう意味での生産規模の拡大といふことは当然必要だといふうに思ひます。

○達田龍彦君 委員長にちよつとお願ひがありまして。それはいま論議をされた内容については、できれば大臣の——いま農地局長の答弁がありまして、たけれども、いままでの論議の内容を農地局長のほうから御説明いたしまして、今度出席されたときに、大臣からまとめて農林省の考へ方として御説明、御案内を出していただきたいと、こう要望をいたしておきます。

どういふう。一応農地法の改正の問題については、いまから入るわけでありますが、時間が一時間ほどしかございませんから、午前中はこれで終わつていただいて、午後には戻らつてよろしくございしますか。

○委員長(園田清充君) これにて午後一時まで休憩いたします。

午後一時三十分休憩

午後一時三十分開会
○委員長(園田清充君) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、農地法の一部を改正する法律案及び農業協同組合法の一部を改正する法律案を一括して議題とし、質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言を願ひます。

達田君の質問に対して、倉石農林大臣よりひとつ御答弁を願ひたいと思ひます。

○国務大臣(倉石忠雄君) 私が他の委員会に出ております間に、私がお答えすべき御質疑があつた模様でございますので、今後の農業経営の方針とし

て、自立経営農家の育成と集团的生産組織の助長、いずれに重点を置くかというお尋ねが一つございしました。しばしばこの御議論がいままでも出ておりましたが、わが国農業の中核的な手として、私どもは自立経営農家を着実に育成してまゐるということが総合農政におきまして一つの目標であると申し上げておるわけであります。また、広範に存在いたします兼業農家の実在いたしましこといふいふことのない現実の事実でございます。これらの兼業農家を含めまして、自立経営農家を中核といたしまして各種の集团的生産組織を育成いたしまして、こういうこともやはり農業、農村を考へてみましたときに必要なことだと私どもは考へておるわけであります。将来の展望といたしましては、作物に応じて相当広範な地域において、いわゆる広域営農集團を形成してまいりたいと、このように申し上げておるわけでございしますが、いずれにいたしましても、自立経営農家が中核となつて近代的農業の育成に必要な施策を強力に進めてまいりたいと、こういうふうに思つておりますので、どちらに重点を置くかということでもありませんで、いまの変化してまいります情勢に対処して、このような態度で臨んでいくのがいいんではないか、このように考へておる次第でございます。

それからもう一つ、自立経営農家、集团的協業組織の育成の具体的な計画を示せというお話がございしましたように、ただいまも申し上げましたように、私どもは諸般の法的措置等を講じまして規模拡大をしてまいりたいと、そういう立場から自立経営農家の育成にとりましては、その経営方針を与える必要がございますので、総合農政の推進におきまして申し上げておりますように、自立経営農家の経営類型の策定、農業生産の地域分担などを今年度明らかにするよう努力をいたしておる最中でございます。将来自立経営なり集团的協業組織をどの程度育成するかにつきましては、それらによりまして農業生産のシニアがかなりの部分を

占めるように進めてまいりたいと、こう思っております。したがって、現段階におきましては、どのようにする計画であるかという、計数的にこれを明示することは現段階では困難である、このように考えております。

それからもう一つのお尋ねで、広域営農集団の育成以外に農業の産業的確立はないと思うが、自立経営の育成方針はこれと矛盾するのではないかと、農業が産業として確立をはかりましたという意味のお尋ねがございました。規模が大きい生産性の高い農業経営ないしは農作業単位をできるだけ広範に育成することが基本的に重要であるというのが私どもの見えておるところでございます。このために自立経営農家を農業の中核的でない手として着実に発展させまして、これが農業生産のかんりの部分を占めるようにしたい、その育成をはかってまいることが重要である、こう申しておるわけであります。また一方におきまして、したがって農業機械化、それから施設の大規模化、高度化と農産物流通の大規模格化等に併いまして、かなり広域の主産地におきまして、自立経営農家や集団の生産組織その他地域のすべての農業を含めて生産段階から加工、販売段階まで機能的に総合化した組織が必要となることとが考えられます。このような広域営農集団は技術の進歩、農産物の大量取引の傾向から必然的な方向とも考えられますけれども、自立経営農家この広域営農集団のおもな構成分子となるものでありまして、自立経営農家を育成してまいること、それ自体が必ずしも広域営農集団を否定いたした、阻害するものではないと、このように私どもは考えております。

それから自立経営農家の育成は現在の兼業農家の存在とどのように関連するのとお尋ねもございました。現在でございますが、五百三十万余の農家をすべて自立経営農家にいたしますことは困難であることは申すまでもございません。先ほど私が申し上げましたような事柄

で、なかなかこれはむずかしいことはよく認識しておりますが、農業の置かれております条件からいたしまして、今後とも兼業農家がかなり広範に存在すること、これもやはり私どもは予測いたしておかなければならないこととございます。このような兼業農家につきましては、その生産性を高めてまいりましたために、自立経営農家を中核といたしまして各種の集団的生産組織に包摂してまいることが必要ではないかと、このように理解いたしております。で、これと同時に、兼業所得も安定いたしますように、それからまた諸般の状況を勘案されまして離農されたいと希望されるような方には、離農条件の整備等に併いまして、兼業農家が保有する農地が漸次農業で自立しようとする農家が集約されるものと私どもは考えておるわけであります。このような観点から、今回農地法の改正法案におきましても必要な措置を講じてまいりたい、こういう考えで、こう大体一貫してまいりたいのであります。以上お答えいたします。

○達田龍彦君 いま大臣のほうからきかめて詳細に午前中私が議論をしてまいりましたことに對して要約してお話がございます。基本的な考え方において私の考え方といま大臣がお述べになった考え方は大きな違いがございます。さらに私は、いまお述べになった内容の中にも幾つかの問題点を指摘することができまされども、ここで問題点を指摘してみても意見の一致を見るような問題でもないように判断をいたします。ただ、いまの基本的な大臣の考え方が、いま提案をされておりますところの農地法の改正の問題に重要な影響をいたすのであります。したがって私は、農地法の改正のその背景になつてゐるものについて、午前中いろいろの形で御議論をいたしたいわけでありますけれども、まあその問題はいま申し上げたように大臣の考え方が明確になりましたので、その考え方を前提にしながら、以下、今回の法改正の問題について若干質問を続けたいと思うのであります。

そこで、農地法の改正について今回提案をされ

ておりますけれども、提案されたい理由がございすけれども、この際あらためてお伺いをいたしておきたいことは、この法改正が提案をされておる背景は一体何かということが一つ、それから改正のポイントが一体どこにあるのか、これをまず農地局長から御説明をいただきたいのであります。

○政府委員(中野和仁君) 午前中からいろいろ話がございますように、今回農地法改正をいたしました背景をいたしましては、今後の農業生産を進めていく上におきまして経営規模の拡大が必要であるということでございます。その場合にはやはりその前提といひますと、条件整備といひますと、農地の流動化が必要であるということでございます。そういうことを背景にいたしておるわけでございますが、したがって、ねらいをいたしましては、いま申し上げましたように、零細な経営のまま固定化することではなくて、農業をやりたい農家は伸ばしていくという考え方、それから、同時に、兼業にウエートを置いていく農家については、農地をそういう自立経営的な農家の方向に流動しやすくするようにしたい、というわけで、土地を効率的に使う方法というものを今回の法改正の重要な柱として入れてきたわけでございます。

○達田龍彦君 いまの説明に出ておりますように、農地法の改正はまあ規模拡大や農地の流動化、さらにそれによるところの土地の効率的な利用、こういうことをねらいとして提案をされておる、こういう御説明でございます。

そこで私がお尋ねをしておきたいのは、この農林省の提案でもはつきりしておりますように、とらえ方は、いま農基法農政を進めて規模拡大がなかなかできない、その最大の原因は、いわゆる農地法があるために農地の流動化ができない、さらにはそのためにいま申し上げたような規模拡大ができない、こういう考え方に立つておりますけれども、農地法の改正をすれば規模の拡大が可能になり、流動化が可能になるという、私は単純な考

え方で問題が処理できるものだと考えておりません。むしろ私は、今日の農地の流動化ができないのは、農地法以外の要因にその大きな原因があると思はれております。現に今日の状況を見てまいりますと、流動化の傾向というものが非常に硬直的である部分と、それからそうではない部分と地域によつては出てまいっております。そういう状況から判断してまいりますと、農地法があるために流動化ができなくて、規模拡大ができないという考え方は必ずしも当たらないのではないかと、いふに私は考えます。そういう意味で、農地法の改正即規模拡大、流動化といふものにつながるとするならば、私はその考え方と具体的な内容をまづ御説明いたしたいと思ふのであります。

○政府委員(中野和仁君) 先ほどお尋ねになりましたように、現在の農地法だけが経営規模の拡大を阻害しているということは私も考えております。午前中も大臣からお話ございました、たとえば地価の問題を取り上げまして、あるいは労働力の流出の問題、兼業化の進展ということも考えております。ただ、現行法自体にもやはり硬直的な面がございまして、特に賃貸借の面におきまして、非常に厳重な賃貸借の規制をやっております関係でやみ小作等が出てきたということもございまして、農地法の面からそういう点を直したいということを考えておるわけでございす。必ずしも農地法だけが改正になれば急速に流動化が進むというほど簡単な問題ではないということとは十分認識をいたしております。

いうことが非常に窮屈にできておるような問題があります。

それから、かつて農地改革によりまして創設をいたしましたいわゆる創設農地、これは売りましても、許可を受ければ売ることではあるわけですが、永年に貸せないということになりますと、やはり二百万ヘクタールぐらゐ創設農地がございまして、かなり流動化を阻害している面がある。

それから一方、最近の都市化の進展あるいは地価問題等も関連いたしまして、都市周辺の農家が遠くのほうの農地を買って荒らしづくりをしておくとか、あるいは請け負ひ耕作をしているというような状況も出ております。それを何とかしなければならぬだろうということが考えられるわけでありまして。

それからまた農業生産法人の問題につきましても、現行の農業生産法人は昭和三十七年の改正によりまして初めて法人に用地の取得を認められたわけでありまして、これ等を考えてみましても、その後の技術の進歩等から見まして、いわば全員が農作業に従事するということがなかなかむずかしくなってきたという点から生産法人の要件を改正する必要があるというふうに思われるわけでございます。

それからまたかつて農地管理事業団法案を御審議願つて、残念ながら二度廃案になったわけですが、やはり個人の相対売買あるいは相対の貸借だけではなかなか思う方向に農地が動かないという問題がございまして、そういう面での一つの考え方というところから、今回農地合理化促進事業というものを設ける必要があるのではないかと、ということも考えたわけでございます。

それからもう一つの問題は、小作地の所有制限の問題で、御承知のように現在では不在地主は一切認めないということになっておりますが、かつては自作農として農業生産に精進したわけでございますが、時勢の変化から兼業のほうにウエイトを置いていた農家が非常に多くなった。しかしな

かなか土地は放したがないというこの事態が起きてまいりましたので、そういう離農者の離農を円滑に促進するための所有制限の緩和もこの段階では必要ではないかというふうに考えられるわけでございます。

それからもう一つの大きな問題は、農地法の貸借関係の問題でございます。一つは、現在の貸借によりまして、一度地主が小作人に貸しますと、よほどのことがないと返してもらえないというほど貸借の規制が強いわけでございます。その強かつた理由は、農地改革のときに残りました残存小作地の保護のために強かつたわけでございますけれども、新しく貸借の面から流動化を進める場合には、あまりにも耕作権が強過ぎますと、かえつてやみ小作等に流れまして正規の貸借にならないということになりますと、逆に借りたほうの耕作権は何ら保障されないというような事態になっておりますので、その緩和の必要があるというところでございます。

そういう観点からもう一つの問題は、現在小作料を統制しておりますけれども、守られておりますのは残存小作地中心でございます。新規の貸借についてはほとんど全くといいほど守られていないという事態になっておりますので、これをもう少し秩序ある小作料の水準というものをつくっていく必要があるというふうに考えておるわけでございます。

その他いろいろと改正をしておりますけれども、われわれ考えておりますのは規模拡大あるいは農地の流動化のために以上のようなことをやる必要があるのではないかと、いうふうに考えておるわけでございます。

○遠田龍彦君 いま局長の御説明を私伺つておりまして、そのような程度では農地の流動化、規模拡大ができることは実はあまり考えないのです。私は先ほどちょっと指摘をいたしましたように、今日の規模拡大をはかるためには農地法を改正することよりも、むしろ他の要因、たとえば総合的な地価対策の問題あるいは農外の雇用条件の改善の問

題あるいは社会保障制度の拡充等そういう問題を完全に解決をして、そして農業の近代化対策というものを総合的に打ち出して、そういう形がとられては初めて流動化と規模拡大ができるのではないかと、こういう考え方に立つておるのではありませんか。ところが、いま農地局長の御説明では、何としても農地法を変へることによって、いろいろの権利の緩和をはかることによって移動をはかり、土地の効率的な利用をはかると、こうおっしゃられておるのでありますけれども、では一体今回の農地法の改正によつて土地の流動化あるいは土地の効率的な利用ということが具体的にどの程度の期待が持てるのか、その見通しをまずお聞かせをいただきたいのであります。

○政府委員(中野和仁君) 農地法の改正だけではなかなか流動化が進みにくいという御指摘でございます。私も先ほどの御答弁でそういうふうにお申し上げたわけでございます。やはり御指摘のように、雇用条件の改善あるいは社会保障制度の充実に、その他農業政策をいたしまして、農地法の改正以外にいろいろ手を打たなければならぬというふうに考えるわけでございます。

そこで、そういうものもろもろの政策が進められる中で農地法を改正いたしますのは、やはり先ほど申し上げましたように、制度自体に流動化を阻害している面があるから、その辺を緩和をするなり、改善をするなりするほうがいいではないかと、いうふうに考えて御提案申し上げておるわけでございます。したがって、いま農地法の改正によつて、それと併せて、貸し付け額がふえるので、貸借のぐらゐふえるかという具体的な数字はなかなかこれはつかみにくいというふうに思っておりますが、最近の傾向を見まして、これはわれわれのほうの業務統計、それから統計調査部の農業調査といういろいろあわせて考えてみますと、最近の傾向を見ましても、流動化の実態は他府県と北海道と若干様相は違いますが、両方合わせますと約十一万ヘクタールぐらゐ毎年農地が動いております。その中で、大体内地の場合には七万五千ヘク

タールでございますが、内地の場合には大体その半分が売買、そして四分の一が貸借、この貸借のほうの大部分がやみでの貸借というふうになっております。今後ともおそらく売買による流動化というのが主流になるだろうと思ひます。しかしこれだけに固執をしましてもなかなか流動化は進まない。現にやみ小作等を含めまして四分の一、全体の流動化しておる中の四分の一は貸借でございます。これが農地法の改正によりましてかなりふえてくるのではないかと、いうふうに考えておるわけでございます。

○遠田龍彦君 この農地法の改正によつていままでの実績は御説明のとおりですが、どれほど流動化が期待できるのか、具体的な見通しをお持ちだと思ふのですが、いまの御説明は過去の実績の御説明でございます。したがって権利、所有権の移転という形でそれが流動化するのか、あるいは小作権の設定という形で流動化するのか、いろいろの形があると思ふのです。しかしそういうものを含めて、一体今回の農地法の改正によつて具体的にどの程度流動化が促進できるのか。できれば数字をあげて御説明をいただきたい。とりわけその流動化の中から自立経営農家というものがどういうふうになつていくのか、そういうものが想定されているとすれば、そういう点も具体的に御説明をいただきたいと思ふわけでございます。

○政府委員(中野和仁君) いまも申し上げましたように、将来の流動化の実態を計数的にお示しすることはなかなか困難だと思つております。ただ改正をいたしますれば、貸し付け額がふえるのではないかと、したがって、貸し付け額がふえるのが一部貸し付けに回る場合もございまいし、兼業農家の土地取得が若干制限をされるという面がございまして、それからまた農業生産法人の組織が実態に合うように組織されやすくなるというふうな問題がございまして、したがって、今後はまた農家戸数の減少、それから就業人口の他産業への流動化というものも兼ねまして、かなり現在より

も流動化が進むというふうなわれわれ判断をいたしておられますけれども、いまここで売買がどれくらいある、あるいは貸借がどれくらいあるという計数を申し上げることはなかなか困難だというふうな思っております。

それから第二番目の御質問の自立経営農家の方向はどう動いているかというお尋ねでございますが、それを率直に示します現在までの傾向はございませぬけれども、われわれのほうの業務統計によりますと、現在昭和四十三年におきましても大体七十アールを境にしまして、やはり若干七十アール以上の農家は売るよりも買うほうが多いという実態になっております。特に一・五ヘクタール以上の農家はそういう状況が顕著でございますので、今後はこういう傾向が徐々に顕著に出てくるのではないかとこのように考えておりますけれども、自立経営農家そのものがどういふふうな状態になっているかという事は、農地の売買あるいは貸借を通じての動きでございますのでなかなか把握しにくいというふうな思っております。

○達田龍彦君　そういう一つの将来に対する見通し、判断というものがあいまに観念的に農地法を改正しさえすれば流動化が進む、そういう非常に危険な不安な農地政策というものは今回とるべきではないのではないかと気が私いたします。農林省は、農地法を改正するならば、こういうふうな土地が移動します、それは自立経営農家にはどういふ形でその制度が確立をされます、という確固とした見通しを持っていただければならぬ。ところがそういう見通しをほとんど持ち得ないままに農地法の改正を提案をされる。そのことから私は農地法の改正即期待するような流動化と、それから土地の効率的な利用ということがはかり得ないのではないかとこの気持ちを抱くのであります。

そこで、先ほどのこの御説明の中で、私の聞き違いであつたかどうかはわかりませんが、今回の農地法の改正によって土地の売買が主流になるのではないかという説明があつたように思いますが、

でも、所有権の移転という形だろと思うのですけれども、私は所有権の移転よりもむしろ今回の農地法の改正によって小作権の設定という形で流動化が進められるのではないかとこの判断をしたわけでありまして、その点どういふふうにお考えになっておるか、お伺いをいたしておきたいと思ひます。

○政府委員(中野和仁君)　先ほど御説明いたしましたのは、今後の売買が中心になるということを示したものでないのをごさいます。現在でも農地の流動化の中身を分析してみますと、内地におきましては売買が半分くらいを占めており、あと残りの半分はうちの半分が賃貸借であるということを示したわけでございます。その状況はおそらくあまり変わらないのではないかとこのように思ひますが、どちらかといふと、いま御指摘のように、なかなか地価問題等もありまして、農業サイドから見れば必ずしも好ましい状況ではございませんけれども、農家が売りたいがらない、しかし貸すなら貸してもいいというものが出てまいりますので、どちらかといふと、先ほども申し上げましたように、売買よりも貸し借りでの流動化がふえてくるのではないかとこのようにわれわれは判断しておるわけでございます。

○達田龍彦君　それからこの兼業農家が非常に多い。それで農基法農政を進めてまいった結果自立経営農家よりも兼業化という方向が進められてまいった。この兼業化というものの大きな原因は、土地を財産と見る、農地を財産と見るという傾向がその根底にあると私は見ておるのです。そこで兼業農家の増大、土地の流動化ということができないというふうな思ひます。

そういうことを考えてまいりますと、改正後の土地の流動化というものが兼業農家に期待することとは、私はそう大きく期待できないのではないかと。現状の農業の労働力の老齢化の状況を見てまいりまして、ほとんど中高年齢層以上、むしろ老齢化した労働力でもって農業をまわらうて維持しておるといふ状態でありまして、これが新しく後継者が

農業を継ぐという段階になってまいりますと、また新しい農業の考え方に立ちまして農業発展の方でこれを結びつけていくのか、手放してあるいは他の産業の労働者として変わっていくのかという転機が私にはあると思うのでありますけれども、現状では十年間そういう方向を通りながら依然として兼業が存在するという、しかもそれが中心になっておる状態というものは、農地法を改正しても直ちにその状態というものは改善をされない、私はこのように思ひますが、農林省ではそれをどういふふうな判断をされておるか説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(中野和仁君)　御指摘のような事態だろと私も基本的には思ひます。これは午前中に申し上げましたけれども、農家が離農をいたしまして全く農業から離れてしまふという農家は年に七、八万戸、その農地面積は約二万五千ヘクタールくらいあるわけですが、その相当部分はこれは転用で使われておりまして、農地としての移動は、最近では離農農家が手放す農地は一万六千ヘクタール程度でございます。したがって、その残りは兼業農家としてはなかなか一度には土地を手放さない。徐々に経営は縮小をしていきましよう。なかなか手放さない。と同時に、やはり飯米がほしいという農家もかなり多いと思ひます。そういう事態はここ数年ではなかなか解消されないと思ひます。やはり昭和五十年もかなり進みまして零細な農家の後継者がもはや農業をやめる気は全然ないという事態までまいりますとかなり流動化が進むということも一応推算はできるわけでございます。

かつて農政審議会の内部検討資料としてもそういう計算をされたこともありましたが、その場合にはたしか農家戸数がいまとは全くこれは推算でございますので、正式にこうなるといふことはございませぬけれども、現在四十五歳未満の経営主の農家、それから四十五歳以上であつてもあと継ぎが農業をやらない農家というふうなものが、全部これは農業をやめたというふうな想定をいたしますと相当な土地の放出量になるわけでございます。これは一つの推算でございますけれども、現在の五百数十万戸の農家が二百七十七万戸くらいに減少する放出される土地の面積は二百五十ヘクタールに達するといふ推算もできるわけでございます。やはり農地法を改正いたしまして、先ほどからも御指摘のありますような農業内外の事情というものが相当変わつてまいりませんと、いま私が申し上げたような数字にはなかなかならない。それはすぐの問題ではない。やはり徐々にそういう方向に行くだろうというふうな考えられます。

○達田龍彦君　そういうことだろと私も思ひます。その意味では、午前中にも私は指摘をいたしておるのでありますけれども、農地法改正、改正といつて、これをさへ通せばというふうな位置づけで総合農政を位置づけられたり、あるいは基本法農政といふものの中における農地法の阻害要因を評価するといふことは、私はいろいろの意味で問題があると思つておるのであります。

そこで先ほどから私は、農地法を改正して流動化をはかつたり、土地の効率化をはかるといふことよりも、むしろ必然的な方向としては、午前中にも私の指摘をいたしました農業の効率化を、あるいは近代化をはかるといふことは機械ということが必然性を帯びてくるわけですね。また、土地の財産的価値といふものは、これは土地制度を根本的に改めない限り、財産的価値といふものは今後なくならないと思ひます。なおかつさらに私は、財産的価値といふ考え方を保持していくのではないかとこのように思ひます。また、いま農地法を改正して、そして自立経営農家をつくっていくという事は、結果として兼業農家あるいは自立経営でないような農家を農業から締め出すという結果になるのじやないか。そういうことになりまして、私は今日の農村政策としても、農業の分野だけじゃなくて、行政、政治の分野からも農村政策の問題として考えなければならぬと思ひ

のです。そうなつてまいりますと、やはり今後の農業の発展の方向というものは、中核的自立経営農家をつくることによつてそのための農地法の改正をはかることよりも、先ほど言った機械化の問題あるいは農地の財産保有の価値判断の問題あるいは農村としての行政機能の問題等から考えたときに、むしろ後継者の問題も含めて、農村に後継者を魅力ある農業として位置づけていくために、近代化の必然性としても、むしろ私は共同経営化の方向が望ましいのではないかと、そういう方向をとつていくことこそ、先ほど大臣が御説明があつた将来の広域農業集团的経営というものにもすべて順当に進めていくのではないかと、こう思うのです。

そこで、ここが論点の分かれるところだと思ふのですが、いま政府が提案しているところの自立経営農家を育成していくという姿は、私もがししばしば指摘するように、一部の、戦前とは違つた戦後の変わった地主制度を復活させる結果になるのではないかと、いうようなおそれが非常に強いのです。私はそういう意味でむしろ共同化ということを進めるべきではないか、農地法の改正にあたり期待することはないのであるか、こう思うのでありますけれども、その点に對してお考えを伺つておきたいと思ふのであります。

○政府委員(中野和仁君) 共同化の方向でございしますが、これをわれわれ否定をしております。ただ問題は、たとえば五十ヘクタールくらい持っている農家が十軒集まりまして五ヘクタールの経営をやるといった場合に、十軒とも全部そこで働くといふことは必要なくなつてくる。また、機械化が進んでまいりますので、そんな必要はないわけでございます。おそらく二、三人おればそれぐらゐのことはできる、そうなります。そういたしますと、あとの残つた農家は兼業に従事をするか、あるいは他の農業部門で経営をやるというか、こうなつてくると思ふます。そうしますと、その協業化といひましても、そうした場合にそこに集め

られる土地はやはり貸借になるかあるいは出資の形になりますか、いろいろ形が出てくるかと思ひますが、もし貸借になれば、あるいは貸して、そしてもう協業としての経営の中では働かないといふ農家が出てまいりますれば、あるいはそれは地主になるかかわりませんが、その点はそういうものをもちつてあるいは地主制度といへば地主なのかもしれない。それからまた個別農家でも兼業農家がもはや農業から足を洗ひまして、農業として食つていくという農家に土地を貸した場合、それはまさに地主になるかと思ひます。で、あるいは先生も御指摘のように、これをもつて戦前と同じような地主制度ではないかといふふうに先生もおつしやつたと思ひますが、われわれもその点はそうだと思ひます。

本来ならば、あるいは農業をやる農家に全部売つて、全くの自作農にすればよろしいかと思ふのであります。先ほど御指摘がありましたように、現段階では農家は農地を生産手段であると同時に、これは財産と観念しておられますので、なかなか売らないという問題があるわけでございます。したがつて、当面はやはり売買と同時に貸借という流動化も必要ではないかと思ひます。そうしますと、貸したほうは、繰り返すようですけれども、これは地主になるかといふことは否定できないと思ひます。

○達田龍彦君 これは幾ら論議をしてみても平行線でございますが、私は農地法の改正を、将来の日本農業のあり方の問題から考えたときに、これが大きなポイントだと思ふのです。そういう意味でこの問題は十分だして置くべきだと考えておりますが、時間も非常に過ぎてまいりましたので、あと二、三基本的な問題をお尋ねをして、たくさんごまかな問題がございすけれども、相当な時間をかけなければ論議することができませんので、時間の問題もあるので、要約して二、三点伺ひたいと思ひます。

そこで、もう一つ私が今回の農地法の改正で心配をいたしますのは、農地の効率的な利用、こう

いうことが言われております。この農地の効率的な利用といふことは、小作統制の緩和をはじめいろいろ自作農主義といふものをくずす、あるいは弱めていくといふ要素を持つております。農林省の説明でも、自作農主義は基本として踏まえていくといふ説明をしながら、小作の統制をはじめ自作農主義を弱めていく対策を今回提案をされておる。これは私は理論的には非常に非論理的な論理であらうと思ふのです。そういう意味で自作農主義といふ一貫して守つてきたこの大原則をくずしてまで、弱めてまで農地法を改正し、そして農地の流動化をしなければならぬといふの說明でも、多くの流動化と効率的な運用があまり期待できないような結果に私はなると思ひます。そういう意味で、大きな自作農主義といふ大原則を犠牲にして、その犠牲の上に出てくる成果は非常に少ない、私はこう判断します。そういう立場から、こういう点に對して私も非常に警戒を持つておるものでありますけれども、農林省としてそういう点にどういふ考え方をもちかへるのか、お尋ねしておきたいと思ひます。

○政府委員(中野和仁君) われわれといたしまして、今回の農地法の改正によりまして、自作農主義を全く否定するといふ考えは毛頭持つておりません。しかしながら、現在までの現行農地法の運用をあらためていただきまして、すでにかなり広範にヤミ小作等が発生してきておるといふ事態、あるいは農協による事実上の請負耕作と申しますか、そういう面も順次農業の進歩の一つの方向としてそういうことが出てきております。これらはいずれもやはり、規模の拡大といひましようか、そういう面をねらつての動きであらうかと思ひます。したがつて、現在の自作農主義の上に加へましてやはり土地を効率的に使う方向で農地につきましての権利関係の調整をする必要があるのではないかと、従来のままでありますと、零細な経営のままそのまゝ維持しよう、これでは、午前中からも御議論がありましたように、なかなか価格問題からは所得の補償はできないといふ問題一

つとらまえてみましても、なかなか今後そういう経営を維持していくことは困難である、やはり規模の拡大が必要ではないかといふふうに思われますので、自作農主義の上に加へまして、今回こういう土地を効率的に利用させる方向でいろいろの権利関係を調整するといふことを新しく加へたわけでございます。

○達田龍彦君 そういう説明は何回もお聞きいたしましたけれども、私はこの考え方は食糧制度の問題とある意味では共通していると思ふのです。食糧制度といふものの根幹を守る、こういう形から過剰米の処理のしかたとして自主流通米という方法をとられた。おそらく私はいま農林省やあるいは財界の方々が頭の中に描いておることは、食糧制度をなくすし的になくしていく構想であらうと思ひます。それは見ておるのであります。それと全く本質を同じにするような農地法の改正といふものも、土地の効率的な利用といふ形で自作農主義といふものが緩和され、徐々に崩壊していく方向といふものが描かれておるのではないかと、こういう気がしてはならないのであります。でありますから、いま説明がされるような、全く自作農主義を堅持しながら自作農主義を緩和し崩壊するやうなことを内容的には提案しなやならぬといふ結果になつておると思ふのであります。そういう意味で私はいまの説明では納得いきかねるのでありますけれども、いずれにしてもそういう基本的な問題がございすから、これらの問題については私もとしましてはさらに問題のあり方を説明しなければならぬと、こう思つておるのであります。

それからこの農地法の改正でもう一つ私どもがかねてから主張していることは、自立経営農家の育成を考えておると、そのことは結果として、これは農基法農政の出発点からそうでありますけれども、農家の戸数や農業人口をどんどん減少させていくといふ結果になるわけですね。で、先ほどの説明と私が指摘しておりますように、農地法の改正が農業の近代化や規模拡大といふことにあまり

結びつかないで、零細農、貧農の農業からの締め出しに大きく作用してはならないか、農林省の期待しているのはそういうものを強く期待しているのではないかと気がしてなりません。私は自立経営農家を育てていくということは、農業者を農業から締め出して省力化し、機械化することによって省力化し、そして生産を上げ所得を上げるという道だと思つております。でありますから、その意味においては農業からの締め出しになることは当然だと思つております。それを農地法によつてさらに拍車をかけていく、こういうことが真のねらいではないか。農民の諸君もそのことをたいへん心配しておられるのであります。その点どうお考えになっておりますか。

○政府委員(中野和仁君) 今回の総合農政の推進におきまして、経営規模の拡大など、農業構造の改善に資する方向で農業従事者が実質的な退却あるいは転職をはかつてそして離農していくというのを奨励促進をするということで農業者年金法案も御審議を願つておるわけでございますけれども、やはりわれわれといたしましては締め出すというようなものの考え方はできないと思つております。いかなる小さい農家といえどもその農業をや、かつ兼業の面でも収入を得ておるわけでございまして、これを締め出すことはすべきではないというふうに考えております。

ただ、農業を片手間にすることになつてまいりますと、やはり三ちゃん農業といわれますように、最初はおやじが工場に行き、次にはおふくろが片手間にやるけれどもそれももういやになつてくるというふうなことになるまして、兼業が安定してまいりますと順次やはり農業から隠退をしていくということになつていくわけでありまして、それを円滑にやる必要であらうということで、現在いろいろな施策を進めて、労働省ともいろいろお話を進めておるわけでございまして、けれども、締め出すという考え方は持つておりません。したがって農地法におきましてもいま言われました貧農あるいは零細農を締め出すという

観点から農地法を改正するという面はないというふうに思つております。

ただ、あるいは御指摘になると思つておりますのは、下限面積の引き上げをやつておりますので、あるいはその点もよく御指摘になるわけでございまして、この点におきまして現在農業をやつている農家を、下限面積を三反歩から五反歩に引き上げたことによつて追い出すというふうなことをまづねらつての考え方はございせん、これは今後とも農業をやつていただくためには少なくとも五反歩程度は持つてやつていただくという考えから出ておるわけでございまして、繰り返すようにございまして、農地法の改正案におきまして零細な農家を締め出す、積極的に締め出すというふうなことをまづねらつた改正ではないと考えております。

○達田龍彦君 時間が相当経過いたしましたからたくさんございまして、あと一問で質問を終わりたいと思つております。

それは、先ほどの説明でも私は非常に不満でございまして、特に今後の日本の農業政策の中の一つの大きなポイントが今回の農地法の改正について、改正後における日本の農業のあるべき姿というものを私はひとつビジョンとしても持たなければならぬと思つております。そういうものをどう農林省は描いておられるのか、それから、そのあるべき姿というものを考えたとするならば、これに到達するまでの方法あるいはそのテンポですね、そういうものをどういうふうにご想定されておられるのか、これは非常に重要だと思つております。法律はつくるわ、計画は立てるわ、論文はいろいろ書くわといつてみたつて、そのとおり農業が現実には動かない、これはもうすでに農基法農政で経験済みである、こういう理念で日本農業をつくつていきますというものを農基法の理念として持ちながら、現実には日本の農業というものがそれと大きくかけ離れた、むしろ逆行するような方向が出ていくという不満もあるのであります。これが私は一番問題だと思つております。

そういう意味では今回総合農政が叫ばれ、農業の転換期ということがよく言われ、その中でとりわけ農地法の改正については今日の国会の中でも最大の重要法案として政府も取り扱つておるといふ今日の状況の中で、農地法は改正したけれども将来の農業のあるべき姿はつきりしない、あるいは具体的にはどう農業を変えていくか、どう農業を発展をさせていくかという具体性のある計画もないで私は問題はたくさん残つてまいると思つてあります。そういう意味でぜひこの問題については明確な具体性のある考え方を聞かしてほしいと思つております。

○政府委員(中野和仁君) はなはだ農地局長だけでは御答弁しにくい問題でございまして、いまの点につきましては達田先生からいろいろのお話がありまして、大臣、午後お見えになりましてお答えにもなりましたわけでございまして、われわれといたしましては、いま御指摘のように、あるべき姿をできるだけ明確にすべきだと思つておるのとおりだと思つております。そのために従来は大まかな計画を立ててそのまゝということになつておつたことが多岐にわたつてございまして、大臣からも御答弁がありまして、自立経営農家の経営類型なり、あるいは農業生産の地域分担なりを具体的に今年度中に明らかにするといふ努力もいたしたいといふことを申し上げられたわけでございまして、われわれとしましては農地法の改正だけで経営規模の拡大ができるというふうには思つてないといふことは先ほども申し上げたとおりでございまして、農地法の改正は、いわばそういうことを進めていく上での基礎的な条件整備だといふふうに考えておりますので、この改正と同時に、総合農政の推進にもありますような方向を全面的に推し進める必要があるというふうに考えております。

○達田龍彦君 まだ質問を続けければ時間が三時間か四時間かかるわけでありまして、時間が超過をいたしますからそれらの問題は他の同僚委員の質問の中で、できれば重点的に関連で質問させてい

ただくことにして、本日の質問はこれで終わりたいと思つております。

○亀井善彰君 私はいままでも数日間引き続いて他の委員の各位から御質問がありました問題とは違つた角度で農協法改正についての問題について、ごく短かい時間ひとつお伺いをいたしたいと存じます。ちょうど大臣が留守でございまして、政務次官、参事官においででございまして、それぞれお答えをいただきたいと存じます。

と申しますのは、最近農協の事業分野が拡大をされまして、これはまた一面大きく日本農政の上で寄与されておる点も高く評価をしなければなりませんけれども、その高く評価をする反面、あまりに事業分野の進出が著しく、全国的に中小企業と農協との摩擦が非常に大きく起きておる地方があるものであります。具体的にその例は省略をいたします。手元にはそれぞれ、あるいは商工会連合会あるいは中小企業団体中央会、そういう方面からの調査をした資料がたくさんございまして、ただ、結論をひとつ申しまして、お答えをいただきたいのは、そういうような問題については農林省当局が農協の、いわゆる員外利用の限度、こういう問題について調査をされた機会があるかどうか、そしてまたそれに対して戒告、警告を与えられたことがあるかどうか、まずこの一点をひとつ承りたいと思つております。

○説明員(岡安誠君) 中小企業と農協、特に農協の員外利用の問題でございまして、その問題につきましては、かつていろいろ問題があったのは事実でございまして、特に非常にやかましかったのは、四十一年の終わりのころからいろいろ指摘をされて、その問題につきましましては農林省、通産省の間でいろいろ相談をすると同時に、それぞれの団体からの御要望もありまして、私どもも実は調査をいたしましたのでございまして、いまお話のように、員外利用の限度を越えているかどうかというような趣旨の調査ではなかつたのでございまして、中小企業との間にいろいろ紛争が起つてい

るような事例があるかないか。あつた場合にはどのような措置をしているのかというよう調査をかつてしたことはございませう。

○亀井善彰君 どうも正確な調査はなされておらないようでありませうけれども、二具体的に申し上げますと、一つは米の集荷の問題であります。

〔委員長退席、理事高橋雄之助君着席〕

米の集荷は御承知のとおり、農協がその大部分を担当しており、一部中小企業業者が担当をいたしております。それらについて昨年の同委員会におきまして私は意見を陳列したことがございませうけれども、いわゆる集荷をするについての農家に対する条件、この条件に相当のアンバランスがある。たとえば農協の組合員であつても集荷の登録は農協以外にもこれは当然で得るわけなんですけれども、それをほかの業者にすることに

方向でこれが施策を講ぜられる考えがあるかどうか、これはでき得れば政務次官からひとつお答えをいただきたいと思ひます。

まして、十分に検討して御趣旨に沿うように努力したいと思ひます。

りませうけれども、農地の取得資金の問題であります。これは御承知のとおり、農林漁業金融公庫が貸し出しをいたしておりますけれども、これは農家が農地を取得するときに借り入れられる性格のものでありますけれども、これが農協に登録をしておらない農家にはその貸し出しが非常に困難だ。地方銀行がその代理貸しをするという道もありませうけれども、それは何か農林漁業金融公庫と役所のほうと話し合ひがあつてあるいは農協もそれに關係しておられるわけでありませうけれども、系統組織を通さなければその融資はしない、こういうような何か話があるようでありませう。これは農林漁業金融公庫に私行して聞いたわけでありませうから、これは事実であります。そういう關係で、農地の取得をしたい農家があつても、その農地等の取得資金を借り入れることができない。組合員でありますから、農協を通して借りれば借りられるのでありますけれども、その農協に登録しておらないという關係からして、借りることができない。ですから、直貸し、農林漁業金融公庫の直貸しあるいは地方銀行その他の代理貸し、こういう道もあるにもかかわらず、なかなかそれが行なわれない、こういう点については農林省として、今後指導をそういう点においては、米をつくる農家であれば、農地を取得したいという農家の希望に対しては、そういう単協を通してでなくとも、融資の道が開けるような方向を考慮される気持があるかどうか、またそういう御指導をされるお気持があるかどうか、この点伺いたいと思ひます。

同時にそれと同じように、先ほど達田委員からも意見を述べられました自主流通米の集荷等につきましても、これに対して金融の裏づけというものが業者のほうには何らついておらない。昨年、長谷川農林大臣は同様に付けると、こうまで言われましたけれども、その後それについては何ら手がついておらない。私は調査というものは、やはり両者同じような条件を付与して、そうしてスタートさせるということが農民のためである。米をつくる農家のためには、そこに競争があつて初めて農家に潤いがある。ところがアンバランスの条件、スタートから相当なアンバランスの条件を付与して、そうして競争させるということは問題にならない。そういう意味合いにおいて、これはいまの問題ではございませうけれども、これからの問題に対しては平等の条件を付与するといふ

資金の問題でありますけれども、農協のほうには御承知のとおり、政府の裏づけがあり、農林中金があつて潤沢な資金があるわけでありませうけれども、それこそ業者のほう、集荷業者のほうには同じ仕事をしながらその資金の裏づけがない。これが自主流通米の結果から見ても成績があがらなかつた、こういう要因をなしておるうちに私は承知をいたしておるわけでありませう。本年度の問題は大体終わりましたけれども、また四十六米穀年度におきましては、いまの政府の計画では百万トンの集荷をする。そういう点ではこれを成功させよう、こういう趣旨のもとで現在、全販あるいは全集連、そして全糧連、こういう関係団体が協議をして四十六米穀年度は百万トンの計画を完全に遂行しよう、こういう気持ちでいま計画を準備いたしておる際、その業者のほうにも自主流通米を集荷するための資金、こういう資金を農協と同じように与えられることが計画されるかどうか、おやりになるかどうか、この点、いまこころではつきりではないけれども、いませうけれども、検討する形でもけっこうでありますから、ひとつこの際お答えを願ひたいと思ひます。

〇政府委員(宮崎正雄君) たいだいまの御質問の点でございませうが、これは非常に重要なことでございまして、あくまで競争は公正に行なわれなければならないといふことは申すまでもないと思ひます。そのためには条件をできるだけ同一にしなればいけない、これももう理論としては正しいと思ひます。そこで、そういうような公正な競争ができるように、そのためにできるだけ条件を不公平にならないようにと、これにつきましては農林省としても今後十分に配慮していかなければならぬと、こういうふうに考へております。

〇政府委員(中野和仁君) 農地の取得資金につきましましては、制度といたしましては、公庫の直貸しになつておりますけれども、実際の取り扱ひは農協に委託——委託といひましようか、末端の窓口

が業者のほうには何らついておらない。昨年、長谷川農林大臣は同様に付けると、こうまで言われましたけれども、その後それについては何ら手がついておらない。私は調査というものは、やはり両者同じような条件を付与して、そうしてスタートさせるということが農民のためである。米をつくる農家のためには、そこに競争があつて初めて農家に潤いがある。ところがアンバランスの条件、スタートから相当なアンバランスの条件を付与して、そうして競争させるということは問題にならない。そういう意味合いにおいて、これはいまの問題ではございませうけれども、これからの問題に対しては平等の条件を付与するといふ

〇政府委員(宮崎正雄君) たいだいまの御質問の点でございませうが、これは非常に重要なことでございまして、あくまで競争は公正に行なわれなければならないといふことは申すまでもないと思ひます。そのためには条件をできるだけ同一にしなればいけない、これももう理論としては正しいと思ひます。そこで、そういうような公正な競争ができるように、そのためにできるだけ条件を不公平にならないようにと、これにつきましては農林省としても今後十分に配慮していかなければならぬと、こういうふうに考へております。

〇政府委員(中野和仁君) 農地の取得資金につきましましては、制度といたしましては、公庫の直貸しになつておりますけれども、実際の取り扱ひは農協に委託——委託といひましようか、末端の窓口

が業者のほうには何らついておらない。昨年、長谷川農林大臣は同様に付けると、こうまで言われましたけれども、その後それについては何ら手がついておらない。私は調査というものは、やはり両者同じような条件を付与して、そうしてスタートさせるということが農民のためである。米をつくる農家のためには、そこに競争があつて初めて農家に潤いがある。ところがアンバランスの条件、スタートから相当なアンバランスの条件を付与して、そうして競争させるということは問題にならない。そういう意味合いにおいて、これはいまの問題ではございませうけれども、これからの問題に対しては平等の条件を付与するといふ

〇政府委員(宮崎正雄君) たいだいまの御質問の点でございませうが、これは非常に重要なことでございまして、あくまで競争は公正に行なわれなければならないといふことは申すまでもないと思ひます。そのためには条件をできるだけ同一にしなればいけない、これももう理論としては正しいと思ひます。そこで、そういうような公正な競争ができるように、そのためにできるだけ条件を不公平にならないようにと、これにつきましては農林省としても今後十分に配慮していかなければならぬと、こういうふうに考へております。

〇政府委員(中野和仁君) 農地の取得資金につきましましては、制度といたしましては、公庫の直貸しになつておりますけれども、実際の取り扱ひは農協に委託——委託といひましようか、末端の窓口

が業者のほうには何らついておらない。昨年、長谷川農林大臣は同様に付けると、こうまで言われましたけれども、その後それについては何ら手がついておらない。私は調査というものは、やはり両者同じような条件を付与して、そうしてスタートさせるということが農民のためである。米をつくる農家のためには、そこに競争があつて初めて農家に潤いがある。ところがアンバランスの条件、スタートから相当なアンバランスの条件を付与して、そうして競争させるということは問題にならない。そういう意味合いにおいて、これはいまの問題ではございませうけれども、これからの問題に対しては平等の条件を付与するといふ

が業者のほうには何らついておらない。昨年、長谷川農林大臣は同様に付けると、こうまで言われましたけれども、その後それについては何ら手がついておらない。私は調査というものは、やはり両者同じような条件を付与して、そうしてスタートさせるということが農民のためである。米をつくる農家のためには、そこに競争があつて初めて農家に潤いがある。ところがアンバランスの条件、スタートから相当なアンバランスの条件を付与して、そうして競争させるということは問題にならない。そういう意味合いにおいて、これはいまの問題ではございませうけれども、これからの問題に対しては平等の条件を付与するといふ

〇政府委員(宮崎正雄君) たいだいまの御質問の点でございませうが、これは非常に重要なことでございまして、あくまで競争は公正に行なわれなければならないといふことは申すまでもないと思ひます。そのためには条件をできるだけ同一にしなればいけない、これももう理論としては正しいと思ひます。そこで、そういうような公正な競争ができるように、そのためにできるだけ条件を不公平にならないようにと、これにつきましては農林省としても今後十分に配慮していかなければならぬと、こういうふうに考へております。

〇政府委員(中野和仁君) 農地の取得資金につきましましては、制度といたしましては、公庫の直貸しになつておりますけれども、実際の取り扱ひは農協に委託——委託といひましようか、末端の窓口

が業者のほうには何らついておらない。昨年、長谷川農林大臣は同様に付けると、こうまで言われましたけれども、その後それについては何ら手がついておらない。私は調査というものは、やはり両者同じような条件を付与して、そうしてスタートさせるということが農民のためである。米をつくる農家のためには、そこに競争があつて初めて農家に潤いがある。ところがアンバランスの条件、スタートから相当なアンバランスの条件を付与して、そうして競争させるということは問題にならない。そういう意味合いにおいて、これはいまの問題ではございませうけれども、これからの問題に対しては平等の条件を付与するといふ

が業者のほうには何らついておらない。昨年、長谷川農林大臣は同様に付けると、こうまで言われましたけれども、その後それについては何ら手がついておらない。私は調査というものは、やはり両者同じような条件を付与して、そうしてスタートさせるということが農民のためである。米をつくる農家のためには、そこに競争があつて初めて農家に潤いがある。ところがアンバランスの条件、スタートから相当なアンバランスの条件を付与して、そうして競争させるということは問題にならない。そういう意味合いにおいて、これはいまの問題ではございませうけれども、これからの問題に対しては平等の条件を付与するといふ

〇政府委員(宮崎正雄君) たいだいまの御質問の点でございませうが、これは非常に重要なことでございまして、あくまで競争は公正に行なわれなければならないといふことは申すまでもないと思ひます。そのためには条件をできるだけ同一にしなればいけない、これももう理論としては正しいと思ひます。そこで、そういうような公正な競争ができるように、そのためにできるだけ条件を不公平にならないようにと、これにつきましては農林省としても今後十分に配慮していかなければならぬと、こういうふうに考へております。

〇政府委員(中野和仁君) 農地の取得資金につきましましては、制度といたしましては、公庫の直貸しになつておりますけれども、実際の取り扱ひは農協に委託——委託といひましようか、末端の窓口

が業者のほうには何らついておらない。昨年、長谷川農林大臣は同様に付けると、こうまで言われましたけれども、その後それについては何ら手がついておらない。私は調査というものは、やはり両者同じような条件を付与して、そうしてスタートさせるということが農民のためである。米をつくる農家のためには、そこに競争があつて初めて農家に潤いがある。ところがアンバランスの条件、スタートから相当なアンバランスの条件を付与して、そうして競争させるということは問題にならない。そういう意味合いにおいて、これはいまの問題ではございませうけれども、これからの問題に対しては平等の条件を付与するといふ

が業者のほうには何らついておらない。昨年、長谷川農林大臣は同様に付けると、こうまで言われましたけれども、その後それについては何ら手がついておらない。私は調査というものは、やはり両者同じような条件を付与して、そうしてスタートさせるということが農民のためである。米をつくる農家のためには、そこに競争があつて初めて農家に潤いがある。ところがアンバランスの条件、スタートから相当なアンバランスの条件を付与して、そうして競争させるということは問題にならない。そういう意味合いにおいて、これはいまの問題ではございませうけれども、これからの問題に対しては平等の条件を付与するといふ

合にどうするかという問題、いま農地局ですぐに把握をしておりませんので、さっそく調べまして、その上で、必要であれば善処いたしたいと思ひます。

○亀井彰君 たいへん短い時間で恐縮です。他の委員の先生に御迷惑をかけますから私はやめますが、最後に一点、こういう問題を政務次官に承りたいと思います。同時に、これはひとつ大臣おられれば、大臣に所信を承りたいのでありますけれども、将来、いま申した、冒頭から申しましたように、農協の事業分野が拡大されて、そうして相当広く進出をされる、これは農協にすれば当然だと思ひます。当然だと思ひますけれども、一面また、中小企業との存在というものは、これは決してゆるがせにできない問題でありまして、そういう關係からして、西欧のある国の例を言ひますという、農協と中小企業との事業分野がはっきり分れておる事實を聞いておる。そういうふうな観点からいたしまして、将来この摩擦がどこまでも続くということでは、波瀾を平地に起こすというきらいなしとしないのでありまして、政府の方針として、農協と中小企業との事業分野を確立するというような方向でお考えをいただけるかどうか、この点ひとつ、できればはっきりとお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(宮崎正雄君) その問題につきましては、私は前に商工委員をやっておるときに実際に経験した問題でございますが、結局、やっぱり同じ地域社会で、両者がおのおのの立場を尊重して、共存共栄の立場で譲るべきは譲るし、自粛すべきは自粛する、こういう一つの姿勢でもって解決しないといけないのじゃないだろうか。したがって、それはただ、明確に制度の上においてはっきりと割り切ることが、はたしてそれはいいのかどうか、ちょっと困難な問題がありますので、そうした点、制度の問題につきましては、今後とも検討はいたしますけれども、いまここですぐ、じゃ、制度的にそういうことをいたしますというお答えは、ちょっと差し控えていただきます。

たいと思います。

○亀井善彰君 実は先ほどからくどく申すようですけれども、員外利用の問題で、最近こういう事例があるのです。組合員以外の人の来店を歓迎いたしますと、こういう大きなポスターを各所に張つて、そうして拡大をされる。これは私、自分が農協の経験もございまして、農協自身とすればやむを得ない、よく私もわかりますけれども、一方には、中小企業が相当地きなウエートをなしておるいまの日本の国の姿から考えますと、員外利用という制度が限度があるとすれば、その員外利用の限度というものは、政府の監督指導によつて、あるいは地方庁から知りませんが、そういう点については何でも無制限でなくして、ある程度の制約というものは私はつけらるべきではなからうか、これが無制限にそういう形になってまいりますという点、平地に波瀾を起こす、こういういきらないしとしないのであります。この点は、さきに政務次官から考えるというお答えと同様に、今後ひとつ、今後の問題として善処されますことを希望いたします、短い時間ではありますけれども、私の質問を終わります。

○藤原房雄君 私は本会議で、この農地法、農協法について質問しております。また先般は同僚議員からもいろいろな面について質疑がございました。総括的なことについては今日までもただされてまいりましたので、この農地、農協法につきまして二、三の点にしばってお伺いしたいと思うのであります。

まず、午前中もいろいろ議論がございましたが、農業の生産性を高める、そして農業従事者が他産業に伍していく、この所得を得る、規模拡大、また農地の集団化と導入機械化と、こういうことを進めて他産業との均衡ある所得を確保する、こういうことでわが国の農業が体質改善しなければならぬということは言を待たないと思うのであります。そこでこの農業基本法におきましては、農業構造改善のために国がいろいろな施策をすることになっております。こういうことがい

ろいろ義務づけられておるのでありますけれども、農地につきましても、権利の移動とか権利の移動の円滑化の措置についても政府は十分にその義務を果たすべきである、このように考えているのではないかと思うのであります。こういうところからこの農地法の改正案で営利を目的としない行為、農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するための事業を行なうことができる、このたびの法改正であるわけでありますが、こういうことは少しおそきに失するところのような感を持つのであります。こういうところからいたしまして、農地保有合理化促進事業というこの問題について、何点かについてお聞きしたいと思うのであります。今日までもこの問題につきましては、いろいろな政府答弁もございました。私といたしまして、この何点かの問題からこの農地保有合理化促進事業という本来の趣旨に沿って適正かつ効果的に行なわれるためにはどういう点が問題になるか、この際何点かについて政府の見解をただしておきたい、このように思うわけであります。

まず最初に政府は、かつて農地管理事業団法案を二回にわたって提案いたしました。結局それは成立を見なかったのでありますが、今回の農地法改正案における農地保有合理化法人の構想と前回二回流れておりますところのこの事業団法案とどのような違いがあるかというこの点をまずお聞きしたいと思います。

○政府委員(中野和仁君) かつて御提案申し上げました農地管理事業団法案のねらいといたしますところは、農業経営規模の拡大あるいは農地の集団化を通じて農地保有の合理化をはかるう、そのために特殊法人をつくりまして、それが農地の売買あるいは貸し借りをやって、そして融資までするというところで考えたわけでございますが、残念ながらそれが通りませんでした。その間農業事情が進展をしてまいりますので、われわれといたしまして農地制度について構造政策としてどうあるべきかということを議論したわけで

ございますが、その間にありまして、地方公共団体のの中ではその地域によって農業の事情が違いますが、どうしても、経営規模の拡大のために農地の取得をして、あるいはそれと未墾地と合わせまして造成をして売り渡したい、そういうことをやりたいと希望している県がかなり出てまいりました。現在では農地法の関係でできませんので、未墾地を取得して、農地にしてこれを売り渡すという事業を県の農業開発公社というものをつくってやっております。こういうものが出てまいりました。それからまた、すでに四十四年度から発足いたしました第二次構造改善事業におきましても、市町村が農業経営整備事業をやつて、やはり農地保有合理化促進事業をやるということになりまして、いろいろ助成が考えられているわけでございます。こういうようなわけでありますので、農地管理事業団も、今回の農地法改正によります農地保有合理化法人制度も、目的としては同じでございます。しかしその違いはということになりますと、かつては全国一つの特許法人でそういうことをやろうと考えたわけでございますが、今回の農地法での考え方は、地域の実情に即しまして、地域ごととにそういうことを進めていこうという点に違いがあるわけです。それからなお、そういうことでございますので、保有合理化法人そのものが長期低利の融資をするということなのではありませんと、その分は農林漁業金融公庫の長期融資に期待すると、こういう点が違つてございます。

○藤原房雄君 次にお聞きしたいことは、農地保有合理化促進事業を行なう法人として、政府は民法の規定により設立された公益法人、市町村及び農協を予定している、このように今日まで説明しておりませんが、この事業の性格などを考えると、それぞれの主体が競合して事業を実施するということ、こういうことになるかと弊害が出てくるんじゃないか、このように考えるわけでありますが、この点についての政府の見解と、この事業の実施に当たってどのように調整しようとしているのか、調整についての基本的な考え方、この点につ

いて政府の考え方を聞きたいと思います。

○政府委員(中野和仁君) 御指摘のように、今回の保有合理化促進事業をやり出す事業主体が競合いたしますと確かに弊害が起きると思ひます。そこでわれわれの考え方としては、ただいま御指摘のように市町村、農協、それから県の農業開発公社を考へておりますが、県一円の事業として大規模にやります場合は、これは県の農業開発公社のほうがよろしいと思ひております。ただ先ほどもちょっと触れましたように、第二次構造改善事業を進めていくことになりますと、限られた地域の限られた数集落を対象にやるというようなことになってまいりますと、これは市町村なり農協がやるほうがよいんじゃないかというように思ひます。

そこで、その場合、市町村と農協とどちらにやらせるかという問題になってくるわけですが、その場合は前国会で成立いたしました農業振興地域整備法によりまして、農業振興地域というものを指定をいたします。指定をいたしましたところでは、町村が中心になりまして農業振興整備計画をつくります。その整備計画の中で、農地関係の権利移動の円滑化をはかつて経営規模の拡大に資する事業をだれがやるかということ、その計画の中で市町村にするか農協にするか、それをきめてもらいたいというように考へております。ただ、この農業振興地域の指定は今後五年くらいかかって行なわれるものですから、その間は知事が市町村でやらせるか農協でやらせるか、その村ごとに相談いたしました結果、なかなかもめた場合には知事が間に入って調整する、そういうことで、御指摘のように競合して行なわれるということはないようにいたしたいと考へております。

○藤原房雄君 次は関連することでありまが、都道府県の、民法の規定によつて設立された農協あるいは農地保有合理化法人、いわゆる都道府県の農業開発公社についてであります。これは同一の都道府県に幾つもできるといふことは、そこに当然管理上の経費もかかりますし、事業の実施

上の基準も異なってくるということからいろいろ問題が起きるのじゃないかと思ひますが、そこで、これを同一の都道府県内に複数の公社の設立を認めるかどうか、その点についてお伺いをいたします。

○政府委員(中野和仁君) われわれといたしましては、複数認めない方針でやりたいと考へております。

○藤原房雄君 私は、農地保有合理化事業が農業経営の規模の拡大などに果たすべき役割りなどに對しては大きな期待を持つてございませが、この事業が期待にこたえる効果を發揮するためにはいろいろなことがあると思ひますが、農地を処分する農家や農地を取得しようとする農家の信頼を十分に得られるのであればならない、このように思ひわけございませ。そういうことからいたしまして、公社または市町村、農協がその地位を利用して、いろいろな問題になっておりますところの工場、住宅等の用地を先行取得するようなことがあつてはならないと思ひわけございませ。こういうことがあると、せっかくの施策も全く効果がなくなつてしまつてしまふので、逆の結果を招くようなことになつてしまふのじゃないか、このようなことも考へるわけでありませが、こういう問題につきまして、どのような措置を講ずるようによつてお考へであるか、この点についてお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(中野和仁君) 農地保有合理化法人が本来の目的を達成するためには、やはり法律上は農地法との関連では、こういう法人には農地の取得を許可するということにしかなつておりません。したがつて政令でどういふふうな規定をするかということがわれわれも大事だと考へておりますが、われわれといたしましては、先ほどお話のありました工場用地等に先行取得するといふような方向にそれが向かないように、今度の合理化法人の実施地域は原則といたしまして農業振興地域に限るといふ基本的な考へ方を持つております。しかもその中の農用地区分がやられますと、主として農用地域でそういう事業が行なわれる方向で指導をいたしたいと考へております。それからなおそういうことで、市町村あるいは農協、県公社とも条例なり、定款なりをつくるわけございませ。その定款の中味につきましても詳細な指導をいたしたいというふうによつて考へております。

○藤原房雄君 次に、この事業が進むにあたりまして、当然国とか地方公共団体がよほど指導するとかまたは援助するとか、こういうことがなければうまく進まないと思ひます。そういうことからいたしまして、昨年でありませが、衆議院の農林水産委員会と農地保有合理化法人に對しての財政上それから税制上の援助措置を講ずるといふ附帯決議がつけられてございませが、こういうことがありませしたので、その後政府としては農地法改正案を再提出するにあたりまして、この点のように検討したか、その措置についてどのようによつて講じようとしてゐるのか、この点について明らかにしていただきたいと思ひます。

○政府委員(中野和仁君) 昨年の段階で衆議院の御審議をいただきました際には、そういう援助の方向は今後の政策課題であるといふことで申し上げてきたわけございませが、それから一年間われわれ検討いたしました。

そこでまず財政上の措置でございますが、これはすでに四十五年度成立いたしました予算にもありませましたように、県の公社に對しまして、一応われわれ四十五年度は三十法人を用意してございませ、来年の一月から事業を開始するといふつもりで、その事務費等約三千百万円を計上してございませ。これも三分の二の補助をいたしたいと考へております。

それからまた、第二次構造改善事業におきましては、市町村なり農協なりがこの事業をやりませ場合は、農地の売買に要する経費、あるいは買つて持つておる管理費、それから金利負担等につきましてやはり三分の二の補助をするといふうにいたしておるわけございませ。

それから次に、税制上の問題としましては、この合理化法人に農地を譲渡する場合の譲渡取得税につきまして、現在では百万円の基礎控除があるわけございませが、これを百五十万円にする方向で大蔵省と折衝したい。また大体そういうふうにならうかというふうによつて考へております。

それから土地を売りませした場合の公社と合理化法人の登録免許税につきまして、一般は千分の五十でございませが、これを千分の六に軽減するといふことで話を現在進めておるわけございませ。

それからまた、これはまだ今度の予算には盛つておりませんけれども、われわれいま考へておりますのは、公社に農地を売るのでなく貸す場合がございませ。貸す場合に、小作料をたとへば十年の前払いをいたします場合に、これに税金がかかるということになりますとなかなかさういふことも進みませので、やはりこれは臨時所得扱いにしてならしてはどうかということにいたしております。

それからなお、地方税といたしましては、公社の取得いたします不動産取得税につきまして自治省と折衝してございませが、免税についてさういふ趣旨は了承を得てございませので、さういふ方向で具体化を進めたいと考へております。

も、現行の農地等取得資金に対する公庫融資の拡充を強く望んでおる現状であります。これらに対する政府の方針というものをまず明らかにしていただきたいと思つておられます。またその場合に、特に農地保有合理化法人から農地を取得する者に対しては、その取得が著実に好ましい方向に沿って行なわれるということから見て、農地管理事業団構想の場合と同じように三分、三十年という融資条件で、貸し付け制度額を設けたいという、このぐらゐの対策を講じてはどうかと、このように思つておられますが、これらの点について政府の考え方を伺ひたいと思つておられます。

○政府委員(中野和仁君) 今後の農地の流動化をはかります場合に、やはり自作地としての流動化が望ましいことは私たちも思つておりますので、今度の四十五年度の予算におきましても、農林漁業金融公庫から貸し出します土地取得資金につきまして、昨年は二百九十億円のワケを今年は三百五十九億円と大幅に拡大をしたわけでございまして、すでに四十三年度は貸し付け限度を百万円から二百萬円の倍額に引き上げ、また四十四年度には未墾地につきましても同様の措置をとつたわけでございまして、農地保有合理化促進事業が具体化をしてまいりますと、合理化法人を通じて土地を買入場合の貸し付け条件につきまして、今後とも拡充の必要があろうとわれわれは考えておるわけでございまして、現在の三分五厘、二十五年というのが農林漁業金融公庫資金の中では最も低利長期のものになっておりますので、なかなかそれをさらに引き下げるということには非常にむづかしいわけでございまして、今度の農地保有合理化事業を促進するためには一応重要なことであると思つておりますので、貸し付け限度の引き上げその他十分に努力をいたしたいと考えております。

○藤原房雄君 ではこの問題については以上にしまして、次に、私も本会議のときにちよつと触れたのでありますが、現在の農地法はさる法にひとしい、こういうことでやみ小作が行なわれてお

る、この問題についてはどうするかという、こういう問題についても大綱的なことではあります。が、お聞きしたわけでありまして、委員会を通じて二、三の点についてこの場合についてもお聞きをしたいと思つておられます。まあやみ小作、現実こういうことがあるわけでありまして、これに対して十分な指導をするという政府の答弁もあつたわけでありまして、この問題について具体的にどのように進めておるか、また進めようとしていらつしやるのか、この点について伺ひたいと思つておられます。

○政府委員(中野和仁君) 現行法のままやみ小作を指導といひましようか、対策といひましようか、これはなかなかわれわれはむづかしいと思つておりますが、今回の改正案が成立いたしますれば、かなり貸し手にいたしましても、一ぺん貸しましたら二度と返してもえなくなるといふような事態もかなり緩和をしておりますので、一応そういう改正を前提といたしました上では、制度の面でもかなり問題が解消するといふほかに、趣旨の普及それから農林委員会に対する指導を徹底いたしまして、できるだけやみ小作を正規の賃貸借の上にのせていきたいといふふうに考えております。

○藤原房雄君 前回の委員会でも局長から、やみ小作の水準はいろいろあるが平均大体二俵程度だ、こういう答弁もあつたわけでありまして、現実にはもつと三俵、四俵というふうなことも言われておるわけでありまして、こういう面についてはこういう状態もあると、このようにお認めでしょうか。

○政府委員(中野和仁君) 前回、私申し上げましたのは平均的に申し上げたわけでありまして、なかなかやみ小作なものですから実態を把握しにくいわけでございまして、
〔理事高橋雄之助君退席、委員長着席〕
われわれのほうの農地局で若干抜き取りといひましようか、そういう調査を最近でもいたしてみたいわけでありまして、それによりまして、たとえば

五、六俵程度の収穫のところでは大体一・四俵、それから収穫が七、八俵になると一・八俵、十一俵ぐらゐになりますと二・七俵あるいは三俵といふことになっておりました、やはり大体やみ小作の水準といふものはその反収に比例をしていられるように考えられます。

○藤原房雄君 このやみ小作がいろいろな条件のもとに、環境のもとにいろいろ出てきたと思つておられますが、今日まで農林委員会などにおいては、知事の許可を得なければ農地法の保護がないで、こういうことでやみ小作を正する、指導するといひましようか、こういうことが言われてきたと、こう聞いておるのですが、それだけでは法の精神にもとめるのではないか、こう思つておられます。先ほども、この指導には当たつておりますというお話でありましたけれども、現在行なわれております指導方針といひましようか、どういふ段取りのもとにこういう面について指導をしていらつしやるか、こういう点について伺ひたいと思つておられます。

○政府委員(中野和仁君) 御承知のような、現在の賃貸借という許可を受けたものは年に一割おそれ一割、全体の賃貸借の流動化の中で一割あるいはちよつとというふうなことになるのであります。そこでわれわれといたしましては、全国一律の統制小作料のもとで、しかも貸し手の側も昔のやうな地主ではございませんで零細な農家が多いといふことでございまして、これを一律に順守しろ、場合によつてはこれは告発するぞといふことはできないわけでございまして、したがいましてそういう法的な、強行的な手段といふことは現在では避けておるわけでございまして。

○藤原房雄君 私も、本会議において質問いたしましたときには、それに対する政府の答弁といひましたけれども、まあいろいろの何点かについてお答えがあつたやうであります、今日の農地法は現在あるやみ小作、それを新たに規制するといひましようか、あとからそれを追つかけていくといふやうな形になつた姿がここに感じられるわけでありまして

が、そしてまたここで考えなければならぬことは、現在大きな問題がない、戦前と今日では経済状態や社会状態が非常に異なるので大きな弊害はないといふような説明もあつたように記憶しているわけでありまして、しかしこれからのやうに世の中が移り変わるかわからないのであります、数はやはり少ないとはいひたしましてもいろいろ弊害といふものが考えられるわけでありまして、この問題についてはさらにもつと真剣な政府の考えがなければならぬのではないかと、このように思ひますが、政府の御所信をお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(中野和仁君) やみ小作のまま放置しておきますとこれは借りていけるほうはいつでも土地がまた引き揚げられるといふ事態でございまして、やはりわれわれの基本的な考え方は貸すほうも安心して貸せるし、借りるほうも耕作権も安定するといふ考え方が基本に置かれて、農地法の秩序の上に立つた賃貸借を進めるといふことでなければ實際問題といたしまして農業経営の安定といふことは期し得ないといふことでございまして、いま申し上げました方向で今後も進めていきたいと考えております。

○藤原房雄君 農協法についてお伺ひしたいのでありますが、今日も何点かについてお話がありましたので、私は一点にしばつてお伺ひしたいと思ひます。
過日も同僚議員の方から開拓農協のことについてお話がありました。組織のことについて御質問があつたわけでございまして、いま農協の合併といふことから一般農協と開拓農協、この間の格差といひましようか、いろいろの問題がここに考えられるわけでありまして、開拓農協といひましても最近では非常に好条件のところもあるやうであります、非常に零細なところがございまして、こういう数的なことについてはいろいろ資料をお伺ひしておるのであります、この恵まれなといひましようか、合併が進まない、進むことのできないやうな開拓農協には、その大きな理由といたしましては

やはり大きな赤字をかかえている、こういうことが大きな問題だと思つております。個人にとりましてもまた農協自体も、開拓農協自体についても赤字の解消というこれが何といひましても合併を進めていく大きなポイントになる、このように思つては昨年も法案が通りましていろいろ対策が講じられてはいるようですが、平均的な状況を見ますと、個々の問題につきましても非常にまだ問題があるようであります。どうしても固定化負債の多いところ、こういうところには貸し付け限度額を引き上げてもいいという強い要望がございますし、また保証や担保についても非常にきつていいますか、能力のない人々たちを保護する方法はないのかという、そういう懸念期間が短い、こういうことも農家の方々の大きな要望なのであります。こういう問題について、特にこの開拓農協の弱小といひますか、現在赤字をかかえておるところに對しまして、今日まで行なつてきた施策、これからのようにこれらの大きな負債を解消しようとするのか、これらの点についてお伺ひいたします。

○政府委員(中野和仁君) 開拓農家及び開拓農協の負債の問題につきましては、ただいま御指摘がありましたが、この前の臨時国会で開拓者資金融通特別措置法を御成立願ひしましたので、われわれそれに基づいて現在取り進めております。それで個人の問題と農協の問題と二つあるわけでございまして、ただいまお話ししましたまず個人の問題につきましては、現在各個人の内容の調査をいたしまして、早い県では大体七月にその整理が終わりました。公庫に引き継ぐ県も出てまいるのでございます。政府資金につきましてもそういうことで取り進めておりますし、その中でも特に経営が不安定な農家につきましては償還期限を二十五年まで延長するという措置をとっておりますので、これからずっと詰めてまいりますけれども、お話しねそれでいけるのではないかと、ううに

考えております。それからなお、個人が政府資金以外の資金をかなり借りておりますが、これは自作農維持資金への借りかえをやることにいたしました。そして貸し付け限度はかなり引き上げをいたしまして、内地では七十万、北海道では百万というのを原則といたしまして、なおそれでも困る農家につきましては個別的に審査をした上でどうするかをきめたいというふうに考えております。個々の農家のそういう整理をやりまして、開拓農協の大部分は転貸資金が多いわけでございますので、それでかなりの整理がつくというふうに考えておりますけれども、開拓農協自体の負債問題といたしましても、残務整理を現在相当な予算をつぎ込みましてやっております。これによつて債権債務を明確にいたしました上であるいろいろな措置を講ずる必要があるというふうに思つておりますが、その一つは、いま申し上げました転貸資金の場合はこれを個々の農家にまづ債務を分けるわけでございます。分けた上でその個々の分けた債務の個人の農家が返せるかどうかという点で、そこでまた判断をいたしまして、返せないものは徴収停止をかけるというのをいたします。それから事業休止をして眠つておるような組合の貸し付け金についてはなかなか取れないものもございまして、これは組合自体に徴収停止の措置をかけたといひます。それからなお、いま申し上げましたのは政府資金のことでございますが、政府資金以外の金融機関から借りております負債につきましても、各金融機関の協力を得まして、いま申し上げました方法に準じまして処置をするように、いま農林省のほうで各金融機関と話し合ひを進めておる段階でございます。

○藤原房雄君 先ほどちよつとお話したのですけれども、保証とかそれから担保の問題、それから据え置き期間、まあ農家にいきますと、畜舎や何か建ててもまだ十分にれんが、コンクリートがわからないうちにもう保証期間がきてしまつて離農を考えなければならぬ、こんなようなことをよく聞くわけですが、手続上のいろいろな問題があるわけでございますが、先ほど一括してお伺ひしたわけでございますが、この点についてもお答え願ひしたいと思います。

○政府委員(中野和仁君) 開拓農家はまず金を持たないで入植しておりますので、それに対しまする借入れ金は大体担保になつております。したがつてなかなか實際問題としてはその保証が役に立たないという場合が多いわけですが、そこで今回の負債整理の場合には、もう返せそうもない開拓農家を保証している農家がありましてもその保証人を追及しない。追及しないで徴収停止をかける場合があり得るということに、そういう措置をとることによりましております。したがつていま、それほども問題は問題がないのではないと思ひますけれども、やはり各地の実情等違ひますので、そういう問題が具体的に起こつてまいりました場合にはなお十分措置を考えていきたいと思ひております。

○河田賢治君 農地法、農協法の改正案については、各同僚委員からも質疑がなされ、また私自身も六十一国会で一応質問書を出しまして、これに對する政府側の答弁も得ております。ですから時間の關係上、これらの問題の中から若干の問題を拾つて少し質問したいと思ひます。

まず最初に今度新しくできます農地取得の合理化法人についてですが、これは現在各府県でも、おそらく若干農林省の指導によるものだと思うのですが、調査室からいただいたあれによりますと、約八件が現在の農林省の規定に大体合つていて、そしてあと十一件あるいは十七件がそれぞれ創立の準備中であり、また方針をきめておると、しかしこれは組織がえをしなければならぬと言つておる。御承知のように、各府県には先ほども藤原委員からも話がありました、開拓公社というものがたくさんあるわけですね。観光地をつくつたり、あるいは住宅、あるいはそのほかのいろいろな開発をやつていふところがありますが、今度の法案によりまして、大体農地を中心にして開発をする、あるいは売買をやるとか造成をするというふうになつておりますが、これはこういうふうにより目的をはつきりと農業用として開拓公社の促進の事業を限定するというものになつておるのですか。

○政府委員(中野和仁君) われわれの考えといたしましては、いま御指摘のような観光事業等兼業をするというところは考えておりません。この農地の経営規模の拡大のための事業を専業でやらせたいというふうに考えております。

○河田賢治君 そうすると、いまいたしておるこれは調査室からもらった資料なんです、社団あるいは財団法人で寄付、財産、出資金こういうものから金額が出ております。神奈川県なんかになりますと一億二千万円これは社団法人になつております。しかし鳥取県ですと百万円、それからまた広島県ですとわずか七十五万円、こういうのをいたしております。御承知のように、これはこれらの事業をやるには相当の資金も要りますし、また運営についても若干のこれはそれらの必要な資金が要ると思ひますが、こういうふうにかなり県によりまして、もちろん神奈川県あたりですといふ事業が広くなると思ひますが、こういうふうにより非常に異なつていふわけですが、こういうふうによりまして政府のほうでは出資金や寄付金等々についての一応の基準というふうなものをつくつておられるのですか、それを伺ひたいと思ひます。

○政府委員(中野和仁君) ただいまお述べになりました資料はわれわれのほうでも調べておるわけでございますが、現在ありますものにつきては、これは農林省がつくれと言つてつくらせたいものではございません。その前からあつたものもあり、農地法が改正になりそうだと、ううのつくつたものもありまして、いまは全く県の任意ということになつております。それでいまお話しのように、資本金といひましようかその出資金がまちまちになつていふわけですが、ただ今回この事業を進めていきます上におきましては、御指摘のように若干の出資金で経営の基礎を固めておく必要があるうかと思ひますので、標準を出し得るかどう

かということになりますと、県によつてやる事業の内容が非常に違いますので、これは一律に、たとえば一千万以上ということはいかないと思ひますけれども、県によります事業の内容によりましては、それでは少ないというような指導等をいたしまして、できるだけ健全なものができるようにいたしたいと思ひます。

○河田賢治君 県段階では農協の県連なんかも同様な。今度は農協も入るわけですね、一応事業がやれるわけですね。そうすると、県段階の連合会ですか、農協のこういうものはどうなります。

○政府委員(中野和仁君) 県にわれわれは一つの合理化法人がよろしかろうというふうに考えております。その場合に、中心は県が出資をすることになるかと思ひますが、市町村の出資、それから農協系統といふものと県連の場合、単協の場合があります。そういうものの出資は求めていいんではないか。もちろん県だけでもかまいませんけれども、そういうものを求めてもいいんではないかというふうに考えておりますが、原則的には県、市町村系統の出資が三分の二ぐらいには達するよう指導したいと考えております。

○河田賢治君 次は、市町村段階の公社です。それからまたこれにも農協が入るわけですが、先ほど市町村段階では、その自治体あるいはまた農協、これらを承認するということになつておりますが、農協はもともと一つの市町村に二つあるところあれば三つあるところもまたありますし、こういう場合に、農協自身は法律上一応そういう資格を持つわけですが、そうしますと、一体この事業を行なうものとしてこれは指定をだれがやるんですか。

○政府委員(中野和仁君) 市町村段階の場合には、先ほど藤原先生の御質問に御答弁申し上げましたように、市町村と農協を考へておるわけでございます。ただこの事業の性格からいいますと、市町村もやり、農協もやりというのでは、おのおのてんでんばらばら土地を買つても経営規模拡大につながらませんので、先ほど申し上げましたよ

うに、知事が市町村にするか農協にするか、それを最終的には調整をしたほうがよからうというふうに考へておるわけでございます。

○河田賢治君 この法律が施行されて、さつき農振地域ではないが具体的に考へておられますが、これはやはり何ですか、法律が施行されれば大体全国的にすぐ実施され、同時に知事は市町村自治体にやらすとかあるいは農協にやらすとか、こういうことはもう直ちにきまるわけなんですか。

○政府委員(中野和仁君) 県段階の公社につきましては、先ほど予算的な措置をいたしましては三十ぐらいを予定しまして、来年の一月から発足させたいと考へております。現にわれわれの現在の状況把握におきまして、設立準備中のものが十一県、それからすでにできておりますのが八県、それから設立する方針の県が十七県、合計三十六ございますので、大部分の県はことしから来年にかけてつくと、一斉にこれを強制的に一月一日からスタートさせるといふところまで考へておりません。やはりその辺は県の自主性にまかしたいと思ひます。

それから市町村段階の場合には、やはりわれわれ中心に考へておりますのは第二次構造改善事業の促進といふことでございます。あるいはそれ以外に、過疎地帯におきまして離農していく農家から土地を買収する場合もありましょうが、いかに申せませんけれども、全国一斉に市町村あるいは農協に全部ともこれを強制的にといひましようか、来年の一月一日から一月一日から全県に全部やらせる、全市町村にやらせるというところまでは考へておりません。やはり市町村におきまして自主性を尊重しながら徐々に考へておられます。いいのではないかと一うふうに考へております。

○河田賢治君 公社が土地を入手したりする場合に、最近のこの衆議院の議事録を見ましても、農地局長、これはもう認められておりますが、土地の取得の場合、非常に不動産業者、ブローカーなにかに委託して、そういう仲介を通じてやるという

うことがいわれておる。この新しい公社はそういうことではなくて、直接土地の所有者から買うとかいうようなそういう形態をとるわけですか、内容として、そういうやり方をやるわけですか。その点ををはつきりしてください。

○政府委員(中野和仁君) 転用しますような農地につきましても、ブローカーが介在するといふことはあると思ひますけれども、その農地を買い入れまして規模拡大農家に売るといふような事業はなかなかこれは民間が手数料取つてやりにくい事業だと思ひます。そこでわれわれの指導方針といひましては、末端に農業委員会もあることでございまして、農業委員会のあつせんといふものを間にいれまして、そういう公的な機関でこういう事業をやらせるというのを考へておりました。ブローカーの介在等は認めないつもりでおります。

○河田賢治君 御承知のように、農振地域というのは非常にまだ限られております。さらにまたあと四、五年もかかるであらうという状態ですが、この市町村段階にいきますと、やはり何とか早く未墾地ならば開拓したい、それで農地を拡張したいとか、そういう意欲が市町村なりあるいは農協なんかに出てくるわけですが、府県段階でも来年までに三十府県だと、そうすると市町村段階はそれからさらにおくれるわけですね。こういうふうにして、これがせつかくできましても、公社があるいは農協が土地の取得、開発、こういうことをやるのにもうその間に土地ブローカーやなんかが入つてそうして先取りをしてしまふというふうな結果が生まれるのじやないかと思ひます。けれども、こういう点に対してどういうふうな処置されますか。

○政府委員(中野和仁君) 御指摘のように、農業振興地域が全部、全国をおおいますのは五年先になるかと思ひます。ただいまスタートしたばかりでございます。そこでわれわれの過渡的な段階といひましては、県のほうで整理の基本方針を立てておきまして、振興地域の予定地域というのを

つくつております。したがいましてその予定地域を主として対象にしましてこの事業を進めるといふことで過渡的な段階では対処したいと考えております。

○河田賢治君 次はこの農協の経営の問題について伺ひたいのですが、今度農協が農業経営をやれると、こうなるわけですが、これは全面耕作といふことになるのですが、これは現在、そういう若干のところでは御承知のとおり、農協直接あるいは農協が指導のもとに生産法人やいろいろなものをつくつてやつてはおりますけれども、これはまだ全国的には非常に少ない、こういう場合に、このような農業経営を、機械も入れなければならぬ、あるいはオペレーターもつくらなければならぬ、ないしはいろいろな努力についても予定なくちやならぬ、そういう場合に、この農業経営について全面受託耕作といふようなものが、今日農協にそういう能力が相当あるんですか。その問題をちよつとお聞きしておきます。

○説明員(岡安誠君) お話しのとおり、現在農協は作業の一部の受託はいたしておりますけれども、全面受託といふ例は非常にまれでございます。したがいまして、この法律改正によりまして能力が与えられたのですぐ全国的に相当大規模に経営の受託が行なわれるかといふ御質問でございますが、私も考へておりますのは、現在でも大規模大型の機械ですか、大型の機械の所有状況を見ますと、個人所有を除きまして団体所有の中では農協が非常にたくさん機械を所有をいたしておる現状でございます。現在はこの機械を使ひまして作業の受託をいたしておるわけでございますけれども、さらにその作業の受託が経営の受託といふことになれば、機械の稼働につきましてもより能率的になるというところもございまして、また従来の作業の受託を通じて、農協のほうにもそれ相応の能力といひますか、経験を積んでおきますので、一挙に多数の受託の例といふのが起きるとは考へられませんが、やはり米等を中心にいたします地域におきましては相当数の経営

の受託という例が起きてくるのではなからうか、
かように考えておる次第でございます。

○河田賢治君 今度の法案によりますと、個人は
そのような全面耕作、請負耕作というものはして
はならぬということになっているわけですね。し
かし現実には相当あるわけですね。三十五年の統
計を見ましても相当の戸数並びに面積を持ってお
ります。そうすると、自立経営農家というものを
いま政府のほうでは現在二・五ヘクタール、こ
れを将来は四、五ヘクタールまで高めたい、この
自立経営農家を目ざす人は一体全面耕作を受け入
れてはならぬということになるわけですか。

○政府委員(中野和仁君) 個人の請負耕作を認め
るといふことは、これは請け負わしたほうはなる
ほどこの間からの御議論にもありましたように、
かなり有利過ぎます。反面、請け負ったほうの耕
作というものは全然安定しません。そこで、個人の
請負耕作は認めない、正規の賃貸借に入れていく
んだという風にしたいわけでございます。自立經
営という面から考えますと、人に全部預けてしま
えば、もはやこれは地主でございますので、これ
は何と言いましようか、人に預けてしまった場合
にはもはや農家ではない。その土地を借りてやる
ということ、これは自立経営農家としましては、
必ずしも全部自作地にする必要はありません。な
かなか土地を全部手放して売ってくれたというわ
けでもございませんで、やはり自分の持つてお
ります自作地を中心にしていう従来であれば請け
負に出した農家から正規のできるだけ賃貸借と
いうことに導きまして、その両方を合わせまし
て、経営規模の拡大をはかっていく、こういう方
向がよろしいんではないかとこのように考えてお
ります。

○河田賢治君 私が昨年この委員会から愛知県へ
行った場合に、こういういわゆるやみ小作をやっ
ておられる方がおったわけですが、この人などに
聞きますと、農協なんかには、大垣の農協に行き
ましたけれども、一緒に、農協なんというものは
このごろは売ることばかり考えて、ちっとも農業な

んかをまじめに考えてないんだと若い人が言っ
ていました。一体どのような小作をもらっている
のかと聞いたら、中には全然もらわずに、ただで
やはりとにかくつくつてももらいたいと言って土地
を提供している。中には一俵ぐらいでいいとか、
二俵ぐらいでいいとか、こういう人が約三ヘク
タールぐらい預っているわけですが、内容がこ
ういう場合に賃貸借をきちんと結ばなければなら
ぬと思えますけれども、これらに対して法律がで
きた場合にこれらの個人の請負耕作を認めない
ということになれば、やはり相当の契約やなんかで
若干手間どるような問題もあるでしょうし、そう
いう場合の移行措置というのはどういうふうにな
っているのですか。

○政府委員(中野和仁君) 現在かなりの量のやみ
小作がございまして、あるいは御指摘の請負耕
作等になっております。そこで、法律が改正になり
まして、施行いたしますのは大体十月ごろを予定
しております。それまでの間に政省令等の準備を
いたしますと同時に、それに基づきます指導方針
を明確にいたしまして、まず県、それから農業委
員会を通じて講習会、それからできるだけ部数
をたくさんつくりまして、パンフレット等をつ
くりまして、少なくとも一部落には一枚は回るよ
うにやって具体的な改正の内容を明確にしたい。
それからその上でいま御指摘のように、できるだ
けやみ小作は正規の賃貸借に誘導するということ
に重点を置いてわれわれ努力しなければならぬ
と考えております。

○河田賢治君 そうしますと、相当自立経営を目
ざすいわば篤農家です、そういうものと、それか
ら一方では農協がこういう農業経営を受託する、
こういう場合に相当な競争するような場合がある
のじゃないかと思うのです。この場合にはどう
いうふうにするのですか。できるだけ自立経営農
家を育てていくように農協は少しは遠慮しとい
うようなことになるのですか。それとも農協がや
はり全面耕作なんかをもっともって広げてできる

限りそのほうに一応耕作しない人々へのものを貸し
付けていくという方向に行かれるのですか、どち
らといって割り切れぬでしようけれども、どちら
に重点を置くかということをお聞かせください。

○政府委員(中野和仁君) 御指摘のようになかな
かどちらか一方というので割り切れなれないと思
います。現に若干農協の作業委託、これも全面的に
なっている場所もございまして、これは全面的に
りそれは主として都市周辺が多いようございま
す。ところが、やみ小作的なものになりますと、
これは農業地帯にもかなり発生してきております
ので、農業中核地帯的なところではおそろしく個人
の賃貸借というほうが多いのではないかとと思いま
す。ただ農業中核地帯におきましても、たしか青
森にあつたかと思いますが、新しく開墾したよう
なところをまとめていまでも農協がやっております
が、農協が実際に指導して生産組合的なもの
をつくってやっております。そういうところも
ございまして、一がいにはどちらがいかというこ
とは申せませんけれども、農協がやる以上は大型
機械を備えまして集团的にやるといふ必要がござ
いますので、そういう意欲のある農協ではその場
合になりまして農協がやる場合にはやはり個人との
競争というものは全然起こらないというところは考
えられないと思っております。その辺は適宜に
現地の状況に応じて指導しなければならぬのでは
ないかと思ひます。

○河田賢治君 いま大型機械の問題が出ました
が、もちろん土地の圃場の整備なんかをやらなけ
れば大型機械も入りませんし、また農道も必要な
んですが、比較的何と申しますか、平地の多いと
ころがずいぶんまだ日本にはあるわけですね。
私、京都ですけれども、京都でも山の中というの
は大体小さな、一筆のほんのわずかな一反ある
は一反以下のものがたくさんある。とても大型機
械なんか入る余地がないわけですが、いま政府の
ほうではできるだけ大型機械を入れて、そうして
効率的な生産をやらそうという方向なんです、こ
の前私ども議論したわけですが、こういう

ふうな大型機械というふうなもので、できるだけ
農業経営も農協にやらしていく、ところがそうい
うものの入らぬ場合、中型あるいは小型なんかも
併用しなくちゃならぬ、それでもやれるというよ
うなときには、これはどういう指導するのです
か。

○説明員(岡安誠君) おっしゃるとおり機械が大
型化すればやはり稼働の関係からいまして
圃場の整備が先行しなければならぬからい
わけてございまして、たとえば大型機械の一貫体系
のようなことも理論的には三ヘクタールぐら
いの集団土地改良ができた集団農地というものが
必要でございますが、なかなかそういうところは得
られないというところでございまして、私どもは
やはりそういう地域によりまして中型と小型の組み
合わせとか中型と大型の組み合わせ、そういう機
械の組み合わせによりまして圃場の条件に
した機械の体系というものを推進したいとい
うふうに考えておるわけでございます。

いづれにいたしましても、農協が経営を受託す
る以上は高効率な経営というものでなければなら
ないわけでございますし、その農協が受託した経
営というものはその地域のモデルといえますが、
そういう展示的效果もなければならぬというこ
とになるわけでございますので、まずやはり基盤
の整備が先行いたしまして、それに機械が導入さ
れ、そのもとにおいて理想的な経営が行なわれる
というふうなところにこの農協の経営受託とい
うものがあるというふうに考えておるわけござい
ます。

○河田賢治君 次に、最近の都市農協における
特に農住都市構想というものが二、三日前の新聞
でしたか、農協でも大体五十万戸ぐらゐの住宅を
たてる、しかも一戸が四万円から五万円近い一カ
月の家賃の高層住宅を建てたいというふうなことが
出ておりました。その資金からいへば補助
金や税制の面でもひとつやってもならぬわけばな
らぬということ、これはまあこの委員会ではな
くて建設省関係になると思ひますけれども、そうい

うふうに農協も非常にいま仕事が変わつてきたわけですね。御承知のように都市農協というものがだんだんといま変貌を遂げまして、たとえば私が最近町田の農協に行きました。こゝも市街化区域のどんどん——主として山林、丘陵地ですが、これをずっと開発して、そして住宅に建てていく。それから若干の農地もそれで使えと、こういうようにして農協が、都市農協ではだんだん農業と農民というものの、農協の本来の基礎をずっと失いつつあるわけですね。たとえば南農協あたり行きますと、最近の仕事からいいますと、いろいろ金融関係やあるいはまた不動産関係、こういうものに相当な力を注いでいる。たとえば業務内容、これは農協の中でも農住都市の農協として先駆的なものとして評価されているわけですが、たとえればこゝでは財産管理指導部門を新設する。そして組合員に貸家業務のあつせん、それから貸家賃の集金の代行、それからまた貸家経営指導、それから買いかえ資産の取得管理、こういうふうなことに不動産業を中心に、かなり比重が移つていく。したがってこの常務でしたか、役員の方は、営農、集荷、販売等々の業務それが農協の本来の任務であるけれども、採算のあがらない分野になつてきておる。いわばじやまもの、やつかいもののような状態になつてきておるというふうなことを言つておられました。それだけまた不動産業やあるいは家賃等を預金にすることが農協にとっては一つの大きな魅力になつてきているのですが、こういうふうな都市農協がだんだん変質をしてきている。そして、都市農協の本来の基礎がだんだんなくなつてきている。こういう状態にあるわけですね。こういう問題に対して、現在農林省は大体どういふ構想を持っておられるのですか、指導の問題として。

○説明員(岡安誠君) 都市農協問題につきましては、この委員会でもいろいろ御議論があつたわけですが、おっしゃるとおり、いわゆる都市農協におきましての事業の内容は、生産面よりも信用事業面にウェイトが非常にかかるというの

が実態でございまして、いまお話のございましたような町田南でございまして、そういうところにおきまして、生産面以外の事業を主としてやっているというのが実態であらうかというふうな考へております。

問題は、そういうようなところの農協を今後とも農協としてかかえ込んでいったほうがいいのか、それとも別の組織にこれを発展させたほうがいいのかという議論があるかと思ひますが、私も考えますのは、町田南の農協においても、私ども考えますのは、なお相当数の農民をかかえておられますので、そういうような農民の今後のよりどころとしての農協の存在というものはまだ無視できる段階ではないというふうな考へるわけでございまして、そういう都市農協につきましては、正組合員である農民の要望というものを今後ともやはり十分聞きながら、事業の運営に当たらなければならぬというふうに私も考へております。ただこういうような都市農協というものが将来、相当なシェアといひますか、地位を占めてくるような場合におきましては、私も当然やはり、現在の農協法そのものにつきましても検討を加えなければならぬ、かように考へておる次第でございまして。

○河田賢治君 この町田あたり、あるいは多摩ニュータウンあたりでは主として未墾地などの開発が中心になつて、これに若干農用地が含まれておりますけれども、しかし、大体そういうものがなくなれば、今度一方においては市街化区域の問題として現在ある農地をつぶしていくという方向が出てくると思うわけですね。そうしますと、この何年か後にはだんだんそういう市街化区域内の農地というものがだんだん壊滅していく。したがつて、それに伴つて農民でもなくなる、こういうことが一応見通せるわけですね。新全総計画とかあるいは社会発展計画とか、すべて昭和五十年とか五十二年ですか、あるいは六十年を見通して今日仕事をなさつておられるわけですが、こういう問題も当然これらの中に含まれて、農協のあり方と

いうものを考へなければならぬ、一応そういう時期にきておるのじやないかと私は思ふわけですが、こういう問題に対してどうですか。

○説明員(岡安誠君) 地域によりましては、農協の組合員のほとんど大部分が農民でなくなるといふような事態も将来起きることも考へられますが、しかし、なお組合員の中で二、三〇%くらいの農民が残つてその地域に即応しての営農を続けていくというようなケースがいわゆる都市農協としても大部分ではなからうかというふうなことは考へておられるわけですね。現在農協等が発表しております農住都市構想というものの、やはり農家が一方においては農業を営営していきながら、都市化というか、市街化に対応する手段といたしまして農協が主となりまして、農民が農地と申しますか、土地を手放すことなく、宅地化等に即応する体制をいかにして備えたいというふうな考へといふようなことを農住都市構想というところでも研究いたしておられるわけですね。したがつて、私も、私どもといたしまして先ほど申し上げましたとおり、組合員のほとんど大部分が農民でなくなるといふような農協が多くなれば、それはそれなりに検討しなければならぬと思つておられますが、二、三〇%の農民が残つておられる農協につきましては、それなりの行き方といひますか、あり方を私どもも指導してまいりたいというふうな考へておられるわけですね。

○河田賢治君 確かに農住都市構想では若干の農地を残して、それからまた住宅地をつくる。しかし、現在されているのは、大体農地をきちんと残して、そして他に宅地開発をするというふうなのは少ないですね。まだまだ農地をいかに保存するかというふうな発想で、実際にまたそういう計画で行なわれているところが少ないわけですね。そうなるのであれば、無計画にいま行なわれていることがだんだんと農地をさらに整理するということとは、あとになればなるほど困難になつてくるのじやないかというふうな思ふのです。こういう点からも都市農協の問題というのは非常に私たちが注

目して、これらの問題に対して対処しなければならぬと思ひますが、御承知のように若干の農民がおりましても、たとえば農協というのは御承知のように、準国家公務員並みに恩給もつきます。しかし、ろんな共済金なんかの制度もあります。しかし、小さな不動産業者や、それからまたいろいろの連中はそんなものはないわけですね。それは農林省予算でかかっているわけですね。本来の農業、農民の問題としての仕事をやらぬところをかなりかかえていかなければならぬ、こういう問題も私はあると思ふのです。やはり農林省としても、金を効率的に使わなきゃならぬ。だから不動産あるいは信用、こういうものに大体寄つてくれば、これは何と申して分離して、必要ならば厚生省なりそのほうへ回すようなあるいは仕事をやらなきゃならぬと思ふわけですね。そういう見通しを持つて、農協の中の財政等もやはりきちんとしておきませんと、なかなか一応金ができますと、その金にものを言わせて、次から次へいろいろな事業をやるでしようし、資本の力というものはあつたやうな点で、資本の力というものはあつたやうな点で、早急にこういう都市農協の問題について真剣に私は検討を加えるべきじやないか、こういうふうな思ふわけですね。一応それについて御答弁願つておきたいと思ふのです。

○説明員(岡安誠君) お話のように、従来、現在まで農協がいろいろ市街化区域の中におきまして、宅地の開発等にタッチしてました例が相当あるわけですが、それらの例につきましても、非常にうまくいっている例もございすけれども、中には非常に問題になっているケースも少なくないというふうな考へておられるのでございす。したがつて農住都市構想といふものは、そういうような過去の事例といひますか、それらにかんがみまして、やはり農協としてどういふような形でもつてそういう事態に対処したらよろしいかというところで生まれてきた構想だといふふうな考へておられるわけですね。この構想が現在農協といひますか、農協の側におきましてなお検討

中といいますが、具体化につきまわりの細部の詰
めを行なっている段階でございますけれども、こ
れが具体的に発足いたしますれば、従来よりもよ
り計画的な対応といえますが、それが可能になる
のではなからうかというふうに考えているのでご
ざいます。そうしますと、先ほど申しましたとお
り、農住都市構想の中におきましては、農地とそ
れから宅地と調和ある配置を考へるというよう
な構想でございますので、従来の無計画な宅地化
というものは違つた行き方が生まれてくるのでは
なからうかというふうに考へております。した
がつて、農林省におきましても、しばらくこうい
う構想を見守りまして、その行く末といひます
か、行き方いかんによりまして、農林省の指導そ
の他の措置を考へていきたいと、かように実は考
えております。

○河田賢治君 都市問題はそれくらいにしまし
て、次に農業生産法人の要件緩和に關連しまし
て、少し伺いたいと思つたのです。私のほうで出し
た質問については回答を得ておりますけれども、
今日やはり生産法人を悪用する擬装法人という
ものがだいたいあちこちから出て、週刊誌あるい
はその他をにぎわしております。これらの問題につ
いて、答弁書の中には、今回の改正案でも資本
のみの提供者が農業生産法人の構成員となること
はできないとしてゐるので、農業外の資本が資本
出資形態によつて農業生産法人になることはでき
ないと答へておられるわけですが、しかし、
確かに資本を持つたからといって生産法人には入
らぬけれども、しかし民間資本といふものが生産
法人を事実上支配する擬装的な農業生産法人をつ
くつて、そして資本家の大規模な農業経営——
たとえば畜産、養鶏等々に乗り出した事実がある
わけですね。北海道あたりでは御承知のように、
これはちよつと古いのですけれども、昭和四十
三年ですかごろには、日本農業新聞に出ておられ
たけれども、四十三年の二月です。そしてまたわ
が党が党組織で調べましたところによれば、道南
地帯——ここでは株式会社や一般商社が土地の値

上がりを見込んで投資する、肉用牛の大規模な生
産という目的で、開拓地や離農地とをねらつて
その農家を合めて、農事組合法人や有限会社など
の擬装農業生産法人を設立して、投機的にこれら
を利用しておるといふ実態が紹介されてゐるわけ
です。最近でも松下あるいは大日本印刷の社長と
か日魯の社長とか、これらが北海道あたりにだ
ぶ土地を持つたといふようなことがよく出てお
ります。もちろんこれはあるいは未墾地であり、林
地であるかもしれせん。しかしこういう形でか
なり北海道あたりでは擬装的な生産法人をつく
つて、そして事業をやつておるといふことはある
わけなんです、こういうのを一体農林省あたりで
もおつかみになつてゐるのですか。

○政府委員(中野和仁君) ただいま御指摘の北海
道等の例は、北海道庁からも報告を受けておりま
す。ただ全部擬装法人と、こういうお話でござい
ますが、われわれの報告を受けたところによりま
すと、もちろんそういういま御指摘の方々が出資
をしあるいは土地の提供をし、それからその農作
業に従事をするといふ形をとつておられて、大
部分は農業生産法人として有限会社をつくつてお
るようです。そしていままだ畜産なりその他の事
業をこれからやろうとしておるところでございま
すので、直ちにそれを観光目的に保有をしておる
とかいふような判断まではまだできない段階で
ございます。ただわれわれもそういうことで将来そ
の土地を他の目的に転用するといふことは、もち
ろん望ましくないわけでございます。現にこれは
内地の府県でございますけれども、そういうこと
が事前にわかりました場合には、県庁を通じてま
して厳重に指導いたしまして、開拓農家等の農地が
みだりにそういうところに取り入れられないように
いふことでの指導は続けておるわけでございます。

○河田賢治君 こういうふうにして今度の改正案
で要件を緩和するといふことになつて、いろいろ
先を見越して大資本は農業生産法人を、いろいろ
と農民自身をうまく使つて、そして背後にあつて
そういう仕事をやっていると、結局いま政府が考
えております農協であるとかあるいは若干の先進
的な自立経営農家をつくるといひましても、こ
ういふ大資本が大規模にじやんじやん畜産やその
他の面においてもやるようになれば、これは道は
ふさがれるわけですね。だからこういうものに対
して擬装法人なんかあればなおさらのこと厳罰に
処さなければならぬと、またそういうものを
未然に防ぐようなやり方方向なり指導を出して、
そして未墾地なんかを早目に開発するとかある
いは開発の予定地にするとしまして、これらの侵入を
防ぐような方法を私は出す必要があるんじゃない
か、こういうふうにか考へるわけです。ですから今
度のこういう北海道その他九州あたりで、特に畜
産なんかを将来において大きな畜産地の供給地
になるといふところでは、なおさらこういう大資本
がいろいろな形で進入してくると思つたのです。こ
ういふ点では、やはり農林省は相当この問題につ
いても農民の利益を守る立場から防衛的な仕事を
やる必要があると、私たちは思つておるわけですが、こ
ういふ擬装法人なんかについては、十分これを
監督しあるいは調査した上で、これを解散を命ず
るとかいうような処置をやらねばならないと思
ふわけなんです、これはいかがですか。

○政府委員(中野和仁君) 農業生産法人をつくり
ます場合には、有限会社をつくるかあるいは農事
組合法人をつくるのが大部分でございまして、そ
の場合にわれわれといたしましては、そういう法
人が農地を取得して来る場合は、これは一件づつ全
部知事の許可といふことにいたしております。そ
こでその法人の、どういふ農業経営をやるか、ど
ういふふうな資本構成になつてゐるか、その他は
許可に際しましては十分調べてやるということに
現在しておりますが、ますます今後はそういうこ
とをやつていかなければならぬといふふう
に思つております。それからなお農業生産法人が現
行法におきましても、改正法におきましても生産
法人としての要件を欠きました場合には、最終的
には農地法の十五條の二によりまして、そういう
農地は国が買取をするといふことになつておるま
すので、これからは農業生産法人のあり方につ
いては、農業目的で生産法人が発展していくよう
に絶えず指導はしたいと考へております。

○河田賢治君 こういう問題は相当断固たる態度
を持ちませんと、うまく防げないと思つてゐる
のですが、その知事がまたどんなことをしておるの
かといふことを次の問題で私は出したと思ひま
す。これは今度私のほうで出しました例の質問書
に対する答弁書で御承知のとおり、いわゆる荒
産的土地保有を助長している傾向を防止すること
については、今回の改正案、つまり農基法本来の
性格から見ても、農業外の要因を除去しようとする
ものでないとして、農地法の任務外だといふこと
を答弁されておるわけですが、しかし農地の転用
許可基準といふものがほんとうに守られておるな
らば、決して今日までいろいろな農地がスプロール
化したり、あるいはまた便乗、つまり土地の価格
が増大するといふこともある程度防げたと思つ
たのです。

これは、昨年の農業地域振興指定の法案のとき
にも私は発言したわけですが、こういう農地転用
をほんとうに二ヘクタール以上、農林大臣が許可
権を持つものを許可しなければスプロール化も非
常に防げないし、またできる限り、工場その他
がうまくどこにでもここにでも出てくるんじやな
くて、ある一定の方向にこれは農地の転用許可基
準に基づいてやるならば、指導はできたと思つ
てゐる。したがいまは、御承知のとおり、今日で
はこういうことがやられなくてようやく農業地域
の振興のときに初めてこれが大きくこれを維持し
ていく方向には出たわけですが、しかし、
それ以外のところはまだ農業の振興地以外、これ
はかなり今日まで十分やられてゐない。また、最近
の減反問題に關係して、農地の転用基準という
ものが緩和されてますますこの間ずっとこれらが
増大していく。したがつて、土地価格というものが
ますますこれまた上がつていくといふ状態を呈して

おるわけだ。

ところがこの一つの例としましては、農地の転用について最近私のところに神奈川県大磯町の農民の五、六人の方々が来られて、ここの農地が非常に優秀な土地だと彼らは言っているわけですね。これは古くはありますけれども、大正時代ごろにもずっと農地のかんがい排水が完全にでき上がって、いつでも田から畑に、あるいは畑から田に転換できるようなちゃんと排水設備や、あるいは導水設備もできておる、こういうこと。それから、収量にいたしましても、ずっとその辺の付近の農地から比べれば、米にしても相当の収穫がある。また、野菜なんかでも都市近郊ですから、大磯ですから、したがってビニールでつくってもつといわゆる促成栽培をやつて、非常に農業生産としては上げておる、こういう土地だ。もちろんこれは大きな土地ではありませんけれども、区域の中に、これは十三ヘクタール。しかし、そのときにもかつて町の農業委員会あるいは町自身が、もうここは農地として残すという事は言われていたわけですね。まだ、この市街化のあれが出る前ですけれども、そういう決議がされておる。

そこへもってきまして、最近、昨年ですか、御承知のとおりジョーンソン株式会社と云つて、これはアメリカの資本が七〇％入っているそうなのですが、大阪にあるこの化学工場がここに来るといふので、あの土地を不動産会社がずっと買い占めた。そうしてたんぼのまん中に、その工場を買収するという事件があつて、しかし、ここは非常に優良な農地であるけれども、神奈川県の方では、知事が大臣に申告しているのを見ますと、これは第二種農地だと言っているのです。第二種農地。だから、第一種農地と認めていない。規模が小さくても、そういう田から畑へいつでも転換できる。幾らでも水が利用できるというような土地においても、これが第二種農地だ。こう報告書の中に書かれておる。これは決してその農民自身の意見も反映されていない、また、それに反対する人もある。

にもかかわらず非常にそこではいろんな、町長以下、これは農業委員の、委員会の会長ですから、こういうことではいろいろごまかして、農地の転用許可に判を押したという事件があつて、来ておりました。

この問題をどうしようというわけじゃないのですけれども、この問題についてはもちろんこれから農地局あるいは、これは大臣許可ですから、関東の農政局が大体許可の方針を与えたと言つておりますから、その責任はそちらへとつてもらうとして、そういうふうにした、第一種農地と見られるものが第二種農地で知事が認めておる。こういう事件になつておる。だから、知事が、これは認可するとかしないとか言つたつて、そういうものは大して当てにならぬわけですね。それが、まず農業委員自身が町長で、会長だ。そうして、その農業委員というものが一生懸命になつて早く土地を売りたい。そういう考えを持っているところなんです。それから、確かに売れば金になりますけれども、まだ農業をやつていきたいという人もそこにはあるわけですね。その場合に、それらの農民の人々のやはり意見を入れて、農地として残していくような、そういう指導もすべきじゃないか。特にそういう優良な農地なんです。現に市街化区域内でも農地は二十ヘクタール、しかし、非常に集約的なものはそれ以下でもないといふことが言われていたわけですね。そういう方向でいくならば無理にそこを転用する必要はないわけなんです。しかも、来る所には住宅がある。そこでは化学工場ですから、いろんな臭気を発散する、あるいは井戸の水はどんどんくみ揚げる、一日に千四百トンです。くみ揚げるといふような工場が住宅に来るわけですね。あの辺でも、まだほかの川つべりに行けばたくさんそういう工場用地に適したところはある。しかし、神奈川県にすれば、静岡には、そういう富士山のふもとへ行けば、製紙工場ですつかりよごれたところがあるわけですから、そういうところは工場になるわけですから、こういう意味で、農民の意思に反し、また、実際農業の

優良地を第二種農地だと言つて、県が許可している。そうして、農林大臣に出しておるといふような事実があるわけなんです。

だから、たとえこういうことによつて、結局またその辺の地価が上がればだんだんとこれはいくなわけなんです。だから、農地の問題についても決してこの資産的な保有傾向を助長するといふものは、やはり農業政策自身の中に私たちがはあると思ふのです。決してこれは市街化区域になつたりすることばかりでなくて、やはり農林大臣以下農業関係のほうでチェックしてきちんとやるならば、この資産的な保有化傾向といふものが、それだけまた私たちは避けられるといふふうに考えるわけです。

こういうふうにして、きょう大磯の問題をとりまして、こういう知事としては、これを適当として大臣に申請しておるといふ事実があるわけですね。したがって、こういうやり方が、結局今日農地の転用問題におきまして、いろいろと農業委員会がまた十分農業委員会としての職責を尽くしていないといふ今日、事態がどこの町へ行きましてもかなりあります。全部とは申しませんが、これでも、したがって、こういう点から、これから調整区域の中の開発事業とか、いろんな問題がこれから起こるわけですから、政府はわれわれに答弁しました、この農地法本来の性格から見て、農業外要因だといふものではないと言つて逃げてしまつておるわけですね。私はこういう点でひとつ農地局のほうから意見を伺つておきたいと思ふのです。

○政府委員(中野和仁君) 主として都市周辺におきまして農地をめぐる問題につきまして具体的な例をおあげになりましたの御質問ですが、この前の河田先生の質問主意書に對しまして私たちがお答え申し上げましたのは、農業外要因として、先生の御指摘では、農地価格の高騰に伴う農地の資産的保有の強まり、あるいは公害の問題、それから都市化に伴う農地の農業非適地化、それから農業労働力の高齢化と兼業増大といふことを

農業外要因といふふうになされておりました。それに対して私たちがお答え申し上げましたのは、農地法の効率的な利用をはかる上においては、いろいろな改正をやつておられますけれども、いま私が申し上げました、これを直接除去するといふ意味では農地法による阻害要因の除去ではないといふことを申し上げたわけでございます。いま御指摘の農地転用問題は、当然これは農地法と他産業との調整の問題でございますので、これをわざとこの答弁書で無視したといふことではございません。われわれとしましては、ただいま御指摘のように、都市周辺につきましてはいろいろな問題で悩んでおるわけでございますが、特に最近都市計画法が施行になりましての線引きの問題では、たまにと言いましめ、いま申されました例もございまして、都市周辺の農家の大部分は、公聴会を開きまして市街化区域の中に入れるといふことで市街化区域が拡大される傾向にあるわけでございます。その内容自体が、十年後の都市化を考へまして妥当な場合は農林省としてもやむを得ないといふふうに考へておりますけれども、基本的なものの考へ方としては、集約的な優良農地は確保したいといふことで取り進めてきておるわけでございます。今回水田につきましては転用基準を緩和いたしましてその精神は貫いておるわけでございます。

ただ、繰り返すようでございますけれども、都市周辺の農家は農業者でありますと同時に主要な土地の所有者でございます。その面からの判断も強く作用している。単に農業だけをやりたいたういふことではござんたつて農家も少数はございまして、大部分はそうでなくなつてきているといふ、農業のほうからいへばはなはだ残念な状況が実態であるといふふうには考へております。その中にありましてもやはり基本的に大事なところは守つていきたいといふことは今後とも農林省として続けていくべきことと考へております。

ただ、いま御指摘の具体的な例によりまして、われわれも報告をとつておりますけれども、こ

の大磯の土地は、現地の判断ではやはり市街地の近傍において孤立しておる小圃地の農地——われわれ集団的な農地といえますと二十ヘクタールを考へております。そこで第二種農地と判断したようであります。なお、ここはいろいろ当初農業地帯として残すという議論もあつたようでございますが、最近の線引きにおきましては市街化区域の予定地に入れるというふうに地元で判断しているようでございますので、先般、関東農政局におきまして公害防止に対する対策が十分であるということを確認した上で許可をしたというのが実態でございます。

○河田賢治君 その報告にしまして、その農民が反対しているという問題は一つこの申請書の中に書いてないのですよ、反対運動が起つてるとか反対する農民もいるというようなことは。だから知事にしましてもあるいは知事のもとでそういう事務をやつてゐる方にしまして、ほんとうに農民の側にも立ち、またいろいろのことを考へて、公平な報告書を農林省に送つていない場合があるのですよ。現にもうその何といひますか、今日農林委員自身がずいぶんと先に立つて土地を売れ売れやつてゐるのですから、相手のことをよく聞いてどうするかこうするかといつて判断するのではなく、むしろ先頭に立つてやつてゐる。町の線引きにしまして、そういう問題と事実を一緒にして町の都市計画というものが変更される。相当やはり大きな資本を持った者が政治自体を動かしているのですから、それに対しましてややはり抵抗し、実際の農民の利益を守る。もちろん農民の中にはだんだん土地を売つていきつたという人もおるでしょうけれども、しかしある程度年のいった人は、少なくとも自分が生きてゐる間だけでもこの土地で農業をやつてどうやら生計をやつていきたいという人もあるわけですね。そういうときには農民に二十ヘクタールなくとも——御承知のとおりあのときには二十ヘクタールといふのは水田を考へてゐるわけですから、もっと小規模でもやつていけるということは委員会でも決

議の中にも入れ、またそういう方向で質問討論もやつたはずなんです。ですけれど、いづれ私たちがこういうふうにして、いま知事の認可であるとか、あるいは農林委員会等々がそれを決定したからといつて、必ず妥協な問題として取り上げていない場合もあるというのを農林省は深く考へなければならぬじゃないかということをお願いいたします。

第一、今日たとへば四十三年の違反転用というものの特許件数——農林省自身の資料ですからこれそれ以外にもいろいろのものがあるかもしれないが、はつきりあらわれただけでも四十七万八千件ですか、そして七千八百九十四件というものが違反転用であるというふうに出てゐるわけですね。ですから各地においてやはりそういう違反転用というものがかなり私は広範囲にあると見て差しつかえないと思つてゐる。だからこういうものをやはり農林省としては、あがつただけでもこれだけなんですから、あがらずに泣き寝入りしてゐるところもあるかもしれない。ですからやはり農林委員会やらその他の政府が指導する責任があるのですから、こういう問題についても十分これらに対する警告、勧告、あるいはいろいろのこれらに対する警告等々は私は強めていくべきだと、こう考へるわけですね。で、この問題はこれで時間が過ぎましたから終わります。

最後に、従来の小作料、残存小作地における小作料の最高額と最低標準というふうなものがありますけれども、主として標準的なところでやつたところだと思つてゐる。その算定方式。それから今度農林省が考へておられます、これは地域、地域によつては違ふとおっしゃいますけれども、これに對する算定方式ですね。その小作料の違いといふもの、あるいは同じであるか、この点をちよつと御説明願ひたいと思つてゐる。

○政府委員(中野和仁君) ただいまの小作料の算定方式についてお答えいたします前に、ちよつと農地の違反転用の問題について、あるいは私のほうから差し上げました資料だと思ひますけれども、

われわれのほうで把握しております転用統制違反は昭和四十三年七千八百九十四件で、いま先生おっしゃいました四十七万件というのはこれは許可件数、その中の七千八百九十四ということですね。

それから小作料の算定方式でございますが、現在の統制小作料の算定方式は昭和四十二年に小作料の統制額を改定いたしましたわけですね。その場合の米につきましての収量は三百八十八キロというのを置きまして、それから四十二年の生産者米価を以て、それから販売額を出しまして、そして収入を出して、それから経費のほうは四十一年生産費調査を物価修正をいたしまして四十二年に戻しまして、物財・雇用労働費、それから直接の家族労働費、この場合は米価と同じように製造業五人以上の賃金で米価をはじく、そういうことをいたしまして、それから資本利子、租税公課を見まして、それで合計の生産費が出ます。これによりまして収入が五万四千二百一十一円で生産費用が四万四千九百九十一円ということになるわけでございます。

純収益が六千四百三十三円ということになります。そこで、われわれといたしましては、小作農経営安定のためという観点から、生産費用全体の四割を利潤というふうに見まして、それが千八百円になります。そこで、六千四百三十三円から千八百円を引きまして四千六百五十三円というのが平均だということにしておるわけでありまして、これを中心にいたしまして、御承知のように現在農地等級が一等級から十五等級まで分けてございまして、これを上下に開いておるわけでございます。そこで一等級の一番生産力の高いところで五千六百八十六円、低いところは二千三百円でありまして、そういうふうな状況でございますので、実際問題といたしまして三百八十八キロということになりますと、これは日本のいまの平均の収量から見るとかなり低いところと見ております。それをもとにしておりますので全体の生産も低くなるし、それからまた労賃を全部米価方式でやつておきます。そういうことで非常に残りまして土地に

帰属すべき部分というのが少ないということになっております。

ところが今回の考へ方は、こういう一律的な計算をいたしませんで、もの考へ方はたびたびこの委員会でも私お答え申しておりますように、やはり土地を借りました農家の経営安定という観点からいたしまして、粗収益から生産費用を引いた残り、若干の利潤を見た残りが土地収益に帰属すべきものだという考へ方は何ら変える必要はないんではないかというふうに御答弁申し上げたはずでございますが、そういう方針で指導をいたしております。

ただそういたしますと、問題になつてまいりますのは、反収をどう見るか、これはその村々の上中下田に即応した反収をとるべきではないかといふふうに考へます。それから労賃につきましては、これは米の場合にはかなりその周辺の都市近郊労賃というものをとり得ますけれども、畑等を考へてみますと、全部都市近郊労賃で算定をするということはなかなかむづかしいと思ひます。そこでわれわれの今度の考へ方としてゐるのは、地域によりあるいは作目によりましていろいろの差異が出てまいりますけれども、できるだけこの周辺の他産業の労賃に見合うような家族労賃の評価をするほうが望ましいのではないかと、こういう考へ方で指導をいたしたいと考へております。

したがいまして、若干詳しく申し上げましたけれども、小作料のものの考へ方は、現行統制額におきまして今度の標準小作料におきましても同じでございますけれども、そこにはめまます数値は地方地方のものをとつていくということになつてこようかと思ひます。

○河田賢治君 そうすると粗収益から生産費用を引いて若干の利潤ということになるのですか。この若干の利潤というのはどういふものですか。

○政府委員(中野和仁君) 現在の先ほど申し上げましたように統制額におきまして利潤といたしましては、生産費用全体の四割を見ております。ただ、したがいまして今後ともそういう観点をとれば

よろしいかと思うのですけれども、実際問題として、農業中核地帯の米価がまあいまの米価を前提にいたしましたもかなり利潤部分が多いのです。たとえば十俵取れますようなところでは経費は近郊労賃で評価をいたしてもおそらく五俵半くらい、四俵半は利潤になります。それを全部地代に払うとなれば四俵半地主に払うということになるわけですが、その四俵半を全部地主に与えるのであればなかなか借り手も本気でやる気がなくなるといふこともございます。そこで、そういうものはどういふふうにして分けたいかということももの考え方としては入れてなければならぬということ、やはり地域地域の反収、それから生産費のかかり方その他によつてきめこまかい指導が必要ではないかと思つております。

○委員長(園田清光君) 両案についての質疑は、本日はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。
午後四時三十五分散会

五月一日日本委員会に左の案付を付託された。

- 一、中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(第二七九〇号)
- 一、果実及びその加工品の輸入自由化阻止に関する請願(第二八九三号)(第二九八七号)(第三〇七七号)
- 一、米の生産調整対策に関する請願(第二九四八号)
- 一、造林事業の推進に関する請願(第二九四九号)
- 一、基準系価引上げ等に関する請願(第二九五〇号)
- 一、多目的林道の改良舗装に関する請願(第二九五二号)
- 一、生花市場拡大のため中央卸売市場法の改正に関する請願(第二九五二号)
- 一、果実類等の輸入抑制に関する請願(第二九五七号)

第二七九〇号 昭和四十五年四月十七日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 岐阜市加納新本町三ノ六岐阜交易株式会社代表取締役 福田龍郎
紹介議員 中村 波男君

わが国の食肉不足を緩和し、食品一般の物価高騰を防止して国民生活の安定に資するため、一日も早く中国食肉輸入禁止の解除を図られたい。なお中国の口でい疫撲滅により直接、冷凍肉、生肉の輸入実現を強く要請する。

理由

中国産の食肉については、現在中国における家畜衛生管理状況が不明であるとの理由で、わが国への輸入は禁止されているが、わが国の家畜衛生管理の権威ある学者の三回にわたる現地調査の結果、農林省が危うくするような家畜伝染疫、口でい疫は千九百六十二年以降完全に撲滅されていることが解明された。また、国際的にも食肉資源が枯渇している状態において、西欧諸国はここ数年米中国から大量の食肉を輸入し自国民の食生活の安定をはかり、その見返りとして売込みを増大させているほどである。

第二八九三号 昭和四十五年四月二十日受理
果実及びその加工品の輸入自由化阻止に関する請願

請願者 大分県東国東郡東町治郎丸 秋

紹介議員 後藤 義隆君
国達己外五百二十一

この請願の趣旨は、第四九二号と同じである。

第二九八七号 昭和四十五年四月二十一日受理
果実及びその加工品の輸入自由化阻止に関する請願(六通)

請願者 山形市七日町三ノ一ノ一六山形県

青果物販売農業協同組合連合会
長 須藤直一郎外一万七千七十五名
紹介議員 伊藤 五郎君

この請願の趣旨は、第四九二号と同じである。

第三〇七七号 昭和四十五年四月二十二日受理
果実及びその加工品の輸入自由化阻止に関する請願(六通)

請願者 山形市大字片谷地八 小笠原武雄
外一万二千五百六十四名

紹介議員 伊藤 五郎君

この請願の趣旨は、第四九二号と同じである。

第二九四八号 昭和四十五年四月二十日受理
米の生産調整奨励補助金の交付は単年度となつて

請願者 長野市大字南長野長野県議会議長

尾崎秀男

米の生産調整奨励補助金の交付は単年度となつて

米の生産調整奨励補助金の交付は単年度となつて

米の生産調整奨励補助金の交付は単年度となつて

第二九四九号 昭和四十五年四月二十日受理
造林事業の推進に関する請願

請願者 長野市大字南長野長野県議会議長

尾崎秀男

造林事業は治山治水に欠くことのできない重要な事業であるが、近時林業をとりまく諸情勢の悪化にともなつて造林事業の漸減の傾向にあるので、国土保全の基本的事業である補助造林、融資造林、分取造林等諸事業に対して抜本的な対策を講じ、造林を強力に推進されたい。

第二九五〇号 昭和四十五年四月二十日受理
基準系価引上げ等に関する請願

請願者 長野市大字南長野長野県議会議長

紹介議員 尾崎秀男
小山邦太郎君

最近、蘭及び生糸の生産費が大幅に上昇し、このまま推移するならば蚕糸業の発展に重大な影響を及ぼすものと懸念されるから、蚕糸業の安定的発展を図るため、蘭糸価格安定法に基づき、すみやかに左記の措置を講ぜられたい。

一、基準系価を物価及び賃金等の上昇にスライドさせ、少なくとも一キログラム六千五百円に引き上げ、基準蘭価はこれに見合つて定めること。

二、基準系価を下回るおそれのある場合は、常時買入れを行なうこと。

三、現行買入れ数量の三万俵を五万俵に拡大するとともに、この数量は基準系価で買入れを行なうこと。

第二九五二号 昭和四十五年四月二十日受理
多目的林道の改良舗装に関する請願

請願者 長野市大字南長野長野県議会議長

尾崎秀男

林道は単に林業経営の基盤としてだけでなく、産業、観光等多目的に利用され、重要な役割を果たしているが、その多くは幅員が狭く、かつ砂利道であり、地域住民はその改良舗装を強く望んでいるから、林道網の整備拡充をよりいっそう促進するとともに、多目的に利用される林道の改良舗装に対し早急に助成措置を講ぜられたい。

第二九五二号 昭和四十五年四月二十日受理
生花市場拡大のため中央卸売市場法の改正に関する請願

請願者 長野市大字南長野長野県議会議長

尾崎秀男

現在の生花市場の実態は、零細な規模の市場が大都市周辺に林立しているため、流通の合理化と取り引きの公正化を図るうえで大きな障害となつて

いるから、青果市場で花きの取り扱いができるよう、早急に中央卸売市場法を改正されたい。

第二九五七号 昭和四十五年四月二十日受理

果実類等の輸入抑制に関する請願

請願者 長野市大字南長野長野県議会議長

尾崎秀男

紹介議員 小山邦太郎君

貿易の自由化にあたっては、果実類等の輸入を極力抑制するよう配慮されたい。

理由

貿易自由化に基づく農産物の輸入制限品目の解除、とくに果実類の輸入は日本農業に及ぼす影響がきわめて大きく、リンゴ、ミカン等の生産農家は壊滅的な打撃を受けるおそれがある。しかも米の問題をはじめ日本農政上の重要時期にある今日、農産物、果実類の輸入は日本農業の危機をさらに深刻化するものである。

昭和四十五年五月二十六日印刷

昭和四十五年五月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 大藏省印刷局